

監督業務実態調査

2025年9月

武蔵野大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻
博士後期課程3年 尾川 宏豪

目次

Executive Summary	…p1
1. 背景と目的	…p2
(1) 背景	
(2) 先行研究と独自調査の意義	
(3) 目的	
2. 調査概要	…p12
(1) 調査方針	
(2) 調査の対象と方法	
(3) 調査項目	
(4) 回収結果	
3. 調査結果	…p19
(1) 監督業務の状況	…p19
(2) 後見人報酬と監督人報酬	…p22
(3) 監督人の業務と預貯金額	…p24
(4) 監督人の報酬と預貯金額	…p29
(5) 監督人の業務と報酬	…p32
4. 調査結果のまとめ	…p39
5. 調査票等	…p41

■ 監督人は常時必要な存在とは言えない

- 監督人への報告内容の確認と後見人からの報告に対する承認や指導助言に留まるケースが全体の6割を占めた。
- これらの業務は、法律専門職が常時監督人として関与する必要はないと考えられる。むしろ中核機関が持つ後見人支援機能としてその役割を担うべきと考える。また必要に応じて後見制度支援預貯金等を活用し、監督人から財産管理に関する監視業務を切り離して、監督業務の機能・役割を縮小すべきである。
- 3割を占めた本人の代理業務については、必要な時機に監督人が選任され、関与することが考えられる。

■ 監督人の業務負担と報酬の関係は無相関である

- 監督人の業務と被後見人の預貯金額は比例関係にあることは確認できなかった。
- また、監督人の報酬と被後見人の預貯金額は比例関係にある可能性がみられるものの、明確に比例関係にあることは確認できなかった。
- 調査結果からは、監督人の業務と報酬の関係は無相関であると結論付けられる。

■ 監督人の報酬を決定する要因を明確に見出すことはできない

- 調査結果からは、監督人の報酬は、被後見人の預貯金額の多寡によって定まっているようにも見えるが、明確な決定要因を見出すことはできなかった。
- 監督人報酬比率の平均は70%を超え、目安となる後見人報酬の半額を上回っていた。付加報酬によるものと思われるが、被後見人本人及び後見人から見て、その業務負担の実態は不明瞭である。後見人報酬の決定と同様、監督人報酬の決定に関するプロセスと評価基準の可視化は早急に対応すべき重要課題と言える。

1. 背景と目的

1. 背景と目的

(1) 背景

本研究において、任意後見人の業務と報酬の関係にも増して重要なのが、任意後見監督人の業務と報酬の関係の検証である。任意後見は家庭裁判所が選任する任意後見監督人が必置機関であり、かつ本人や任意後見人とは利害関係がない弁護士や司法書士などの第三者が選任されることから、通常監督人報酬の負担が発生する。「おひとりさま」のケースでは、高い確率で後見人報酬と監督人報酬の両方を負担しなければならないうえに、管見の限り、成年後見制度利用支援事業において任意後見人報酬の助成を行う自治体はなく、任意後見監督人の報酬助成についてもわずかな事例がみられるに留まっている。監督人報酬の負担は、法定後見の場合よりも切実な問題である。

東京家庭裁判所立川支部が公表した「めやす」を見る限り、監督人の報酬は後見人報酬の半額というのが基本的な考え方と思われる。しかし、後見人報酬の場合と同様、報酬の基準となる管理財産は流動資産に限られ、預貯金額の多寡が、監督業務の負担に多大な影響を与えるとは思えず、その検証はなされていない。責任が重大になるとしても「めやす」で示す増加額が妥当であるという根拠は見当たらない。

任意後見に関しては、任意後見監督人の職務は、主に後見人の事務の監督の他、法律行為がある。しかし、そもそも任意後見人には財産目録作成や関係計算は職務とはされておらず、任意後見監督人は、監督権の行使によって後見人の財産管理の監督を行っているに過ぎない。任意後見が私的自治を尊重する制度であるというのであれば、そもそも任意後見契約締結時に、任意後見監督人による後見人の財産管理に対する定期的な監督について本人意思を確認するような制度設計とするべきである。しかし実態は、法定後見と同様に（あるいはそれ以上に）後見人の財産管理の監督を行っていることは明らかに過剰であり、監督権の濫用とも言えるのではない。代替手段による不正防止が可能ならば、任意後見監督人による財産管理面の監督は必要ない。さしあたり後見人の不正防止策として定着している後見制度支援信託・預貯金を活用すれば、現在監督人が行っている通帳の確認などの業務は代替可能と考えるが、そのような検討がなされているようには思えない。

最高裁判所は、有識者会議において、後見人報酬の判断にあたっては、身上保護を重視するとの方針を示し、2025年4月から運用が開始されている。その方向性自体は評価したいが、これまで特段議論されてこなかった監督人報酬の対価性や妥当性については議論すらされていない。

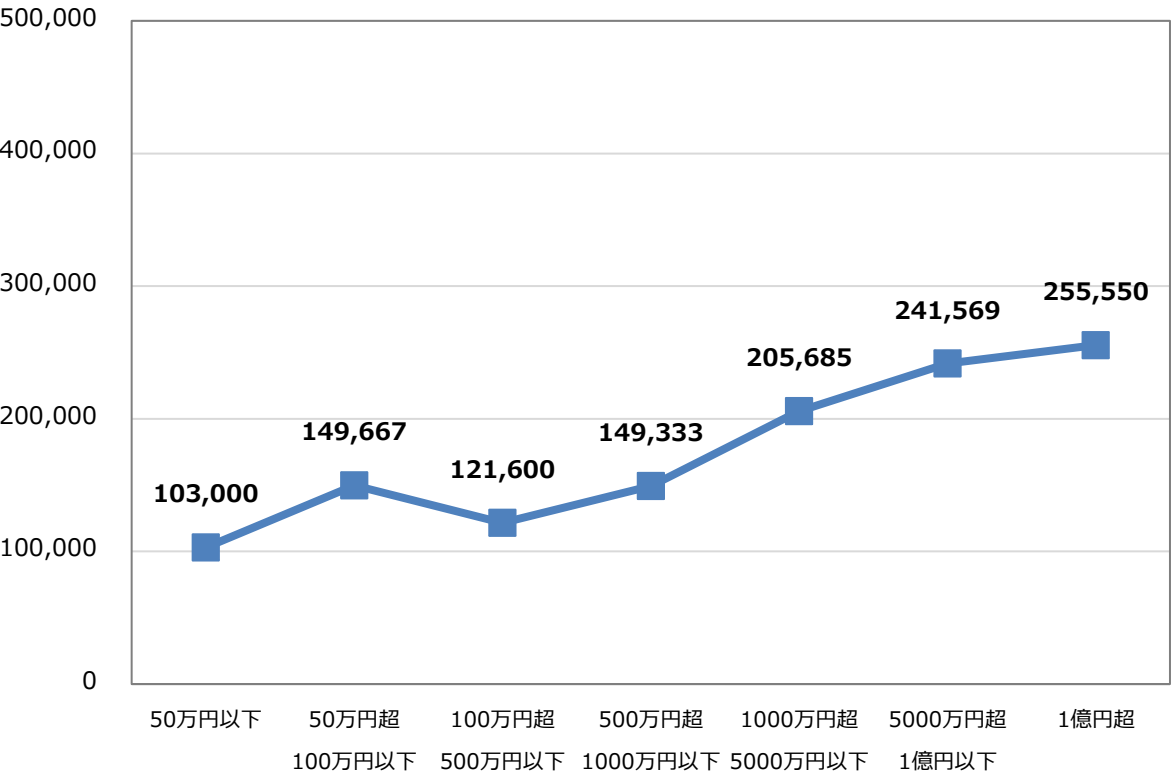
5. 参考資料 (1) 裁判所調査結果

(2) 先行調査研究と独自調査の意義（図表0-1～0-12参照）

令和3年度に実施した報酬実情調査は、被後見人の「流動資産額」と監督人「報酬」の運用結果を示したものに過ぎない。被後見人の属性など事案の特性を踏まえたうえで、被後見人の「流動資産額」と監督人の「業務負担」「報酬」の関係を明らかにすることによって、監督人の業務は何によって決まっているのか、後見人報酬との比較において業務と報酬は釣り合っているのか（業務と報酬に対価性があるのか）、また現行の監督人報酬の決定ルールや運用は妥当なのか判断する監督調査の意義が認められる。

図表0-1：裁判所調査結果（法定後見監督人報酬額平均）

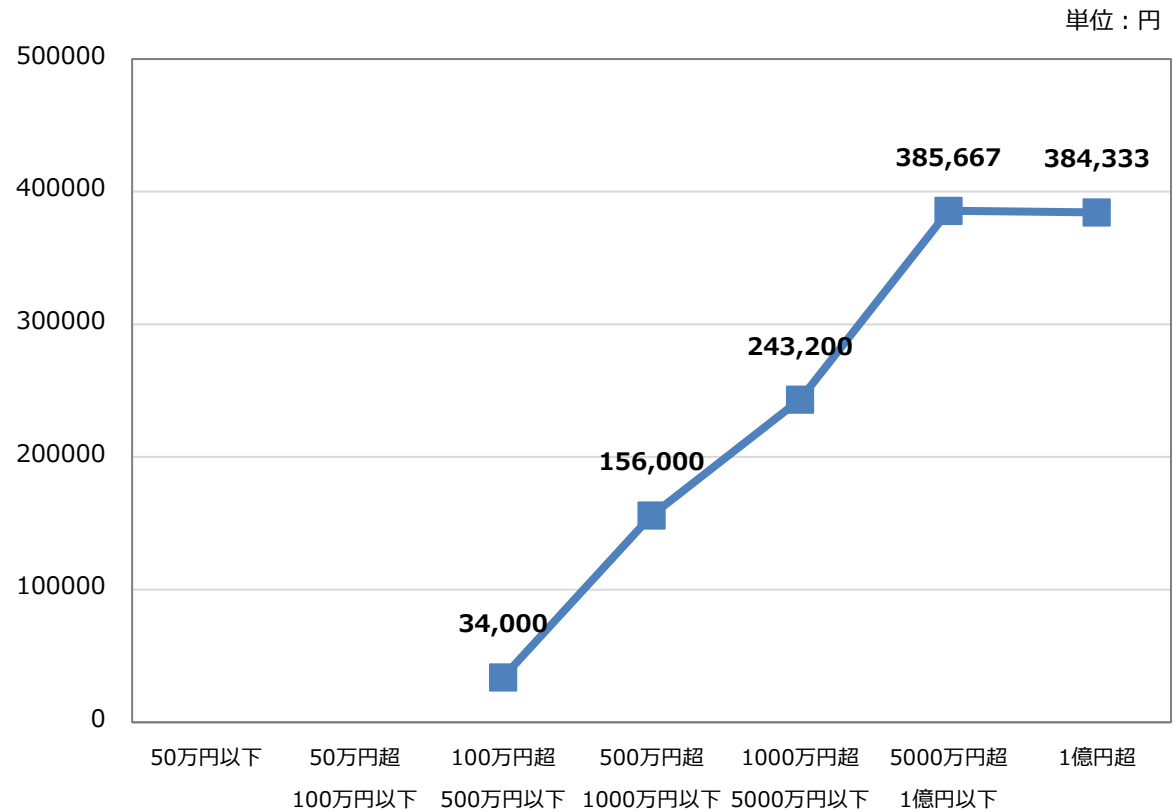
単位：円



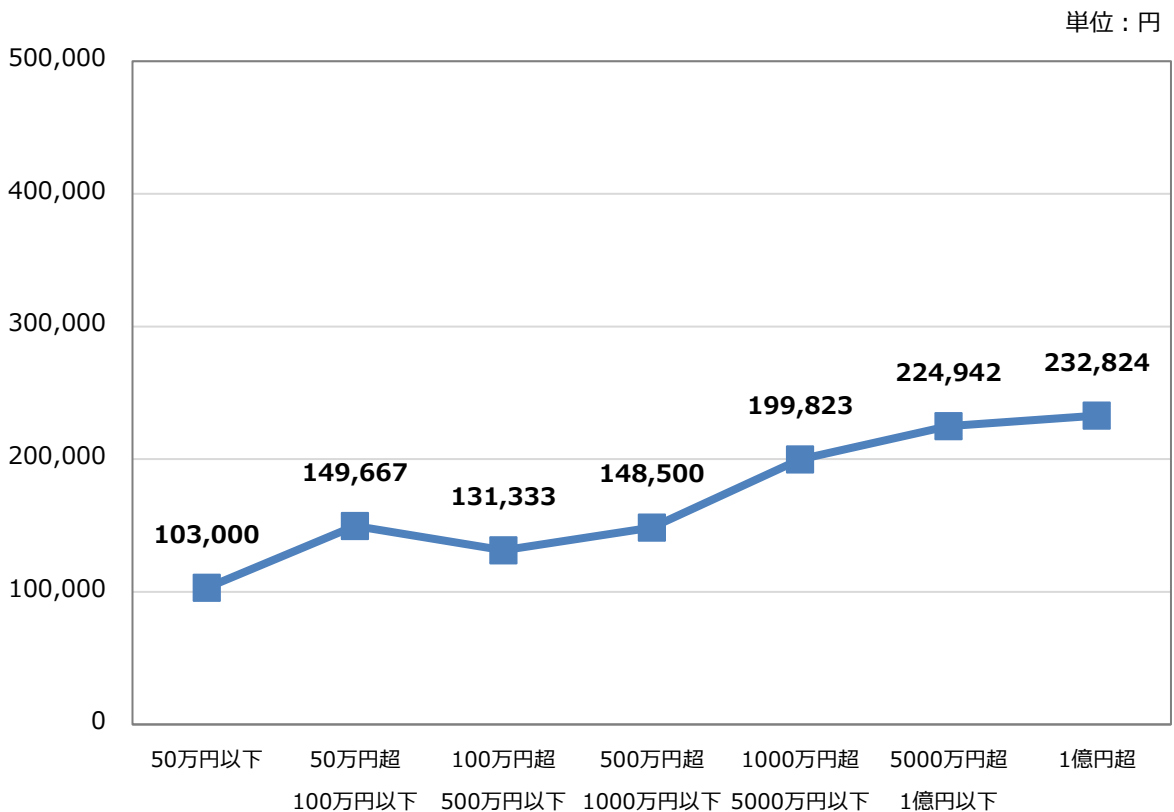
成年後見制度利用促進専門家会議 第3回 成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ「報酬実情調査の集計結果資料」より作成（図表0-1から0-12まで同様）

5. 参考資料 (1) 裁判所調査結果

図表0-2：裁判所調査結果（法定後見監督人報酬額平均・付加報酬あり）



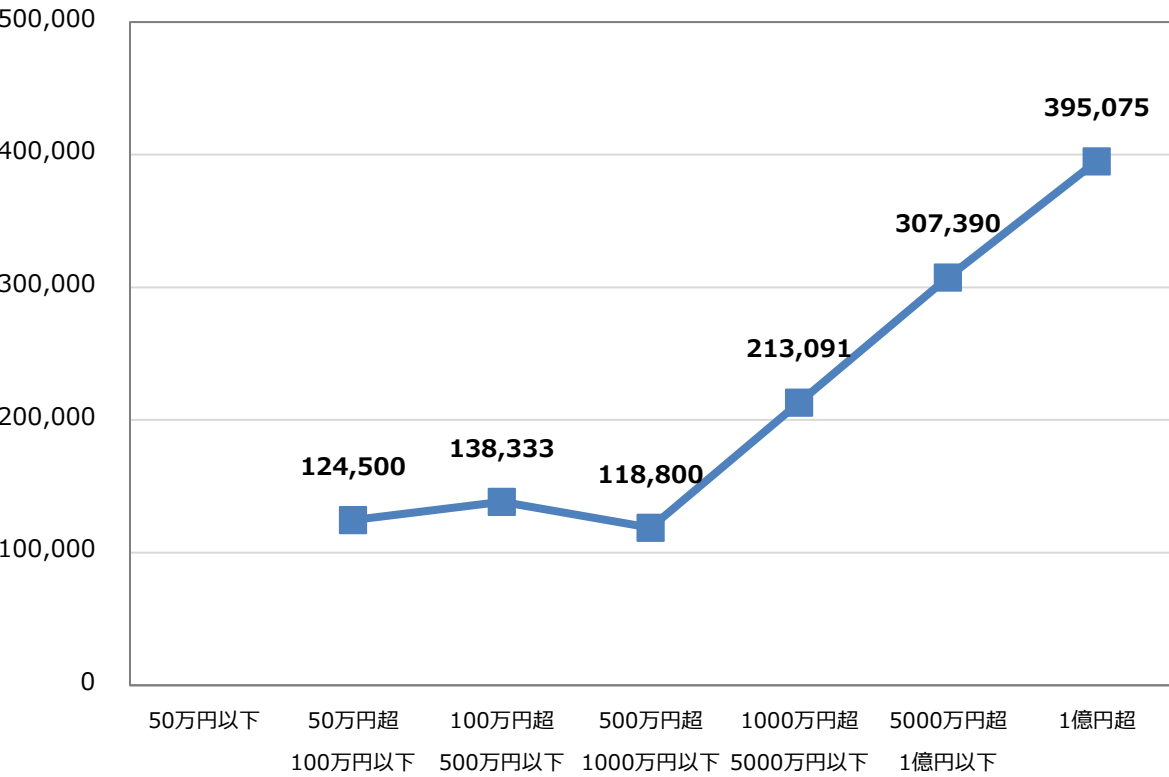
図表0-3：裁判所調査結果（法定後見監督人報酬額平均・付加報酬なし）



5. 参考資料 （1）裁判所調査結果

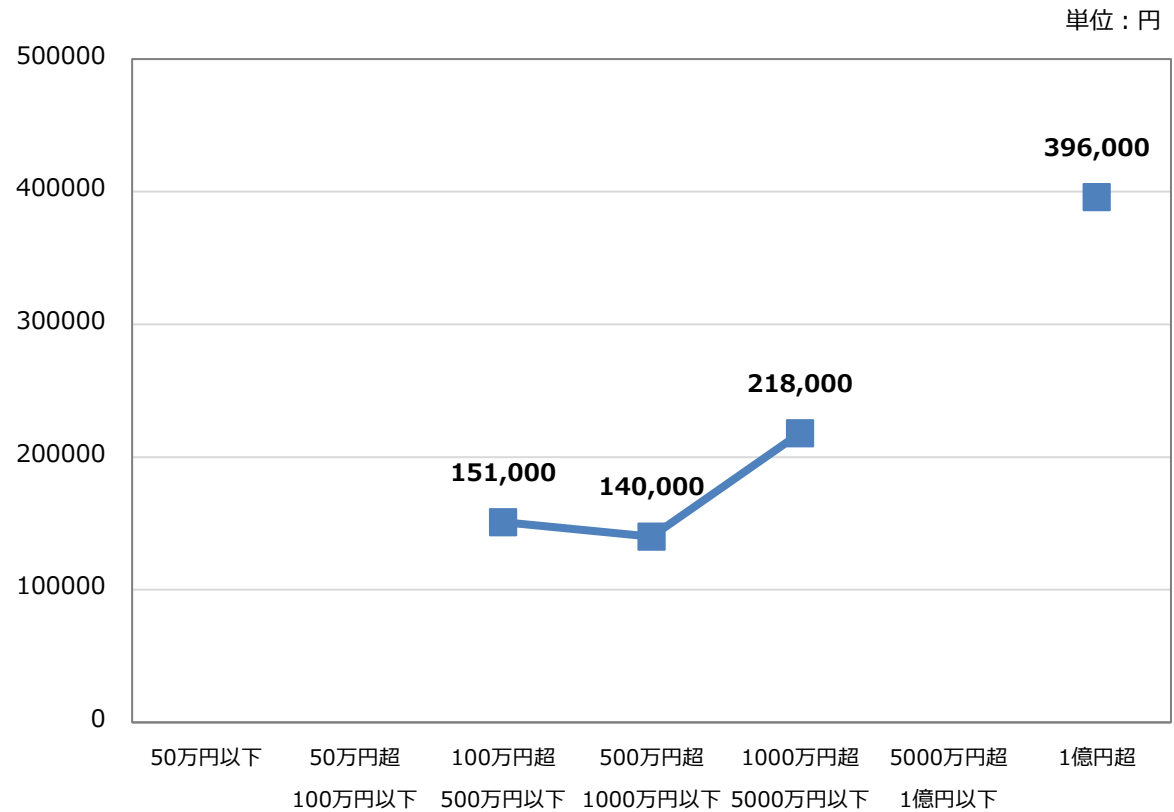
図表0-4：裁判所調査結果（任意後見監督人報酬額平均）

単位：円

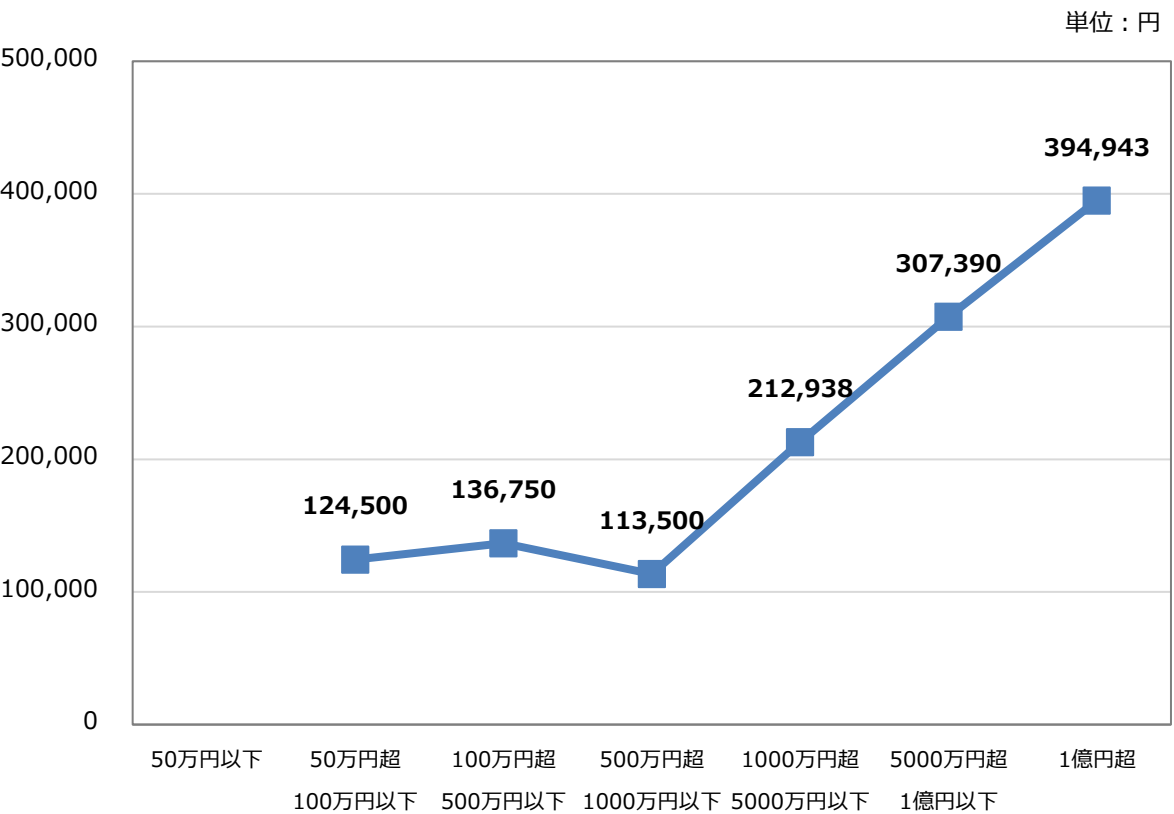


5. 参考資料 （1）裁判所調査結果

図表0-5：裁判所調査結果（任意後見監督人報酬額平均・付加報酬あり）



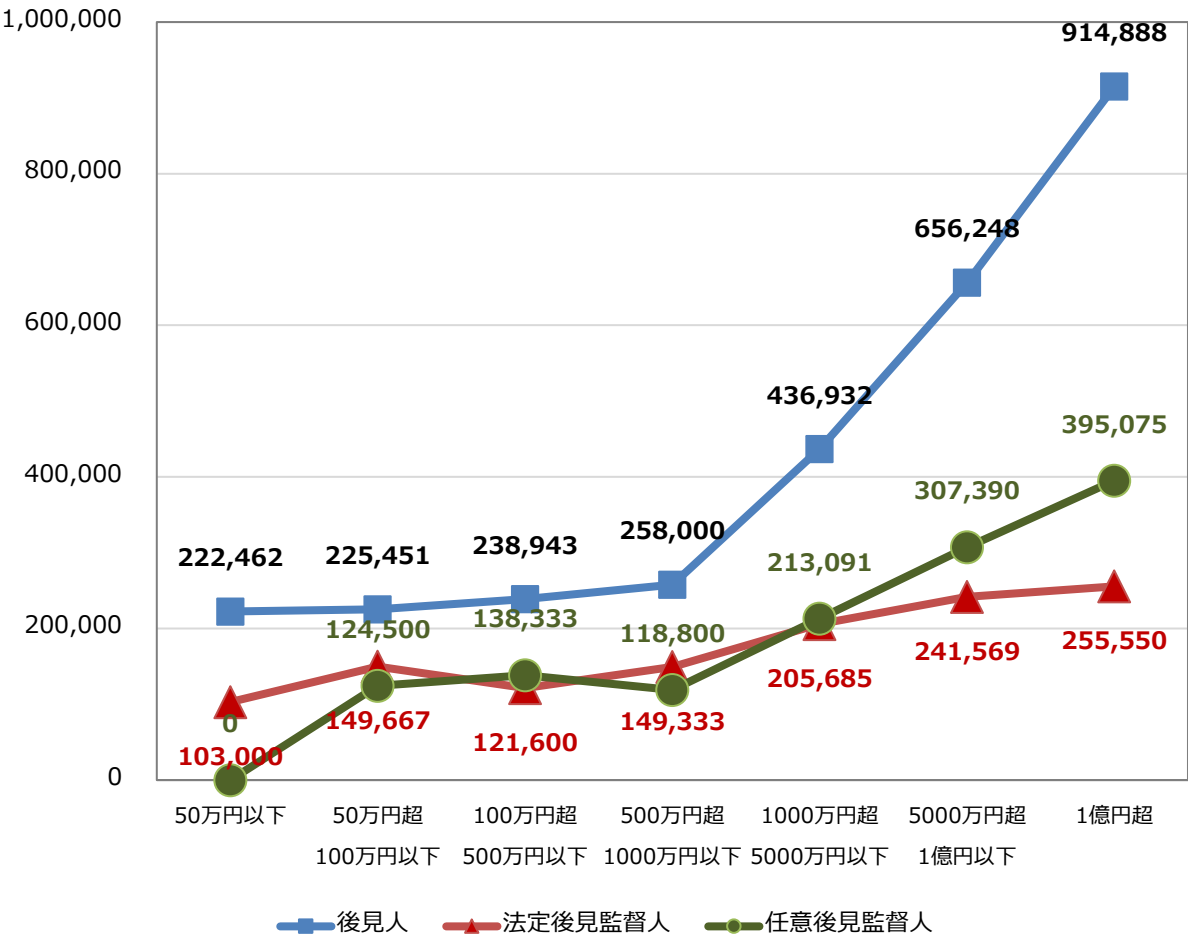
図表0-6：裁判所調査結果（任意後見監督人報酬額平均・付加報酬なし）



5. 参考資料 （1）裁判所調査結果

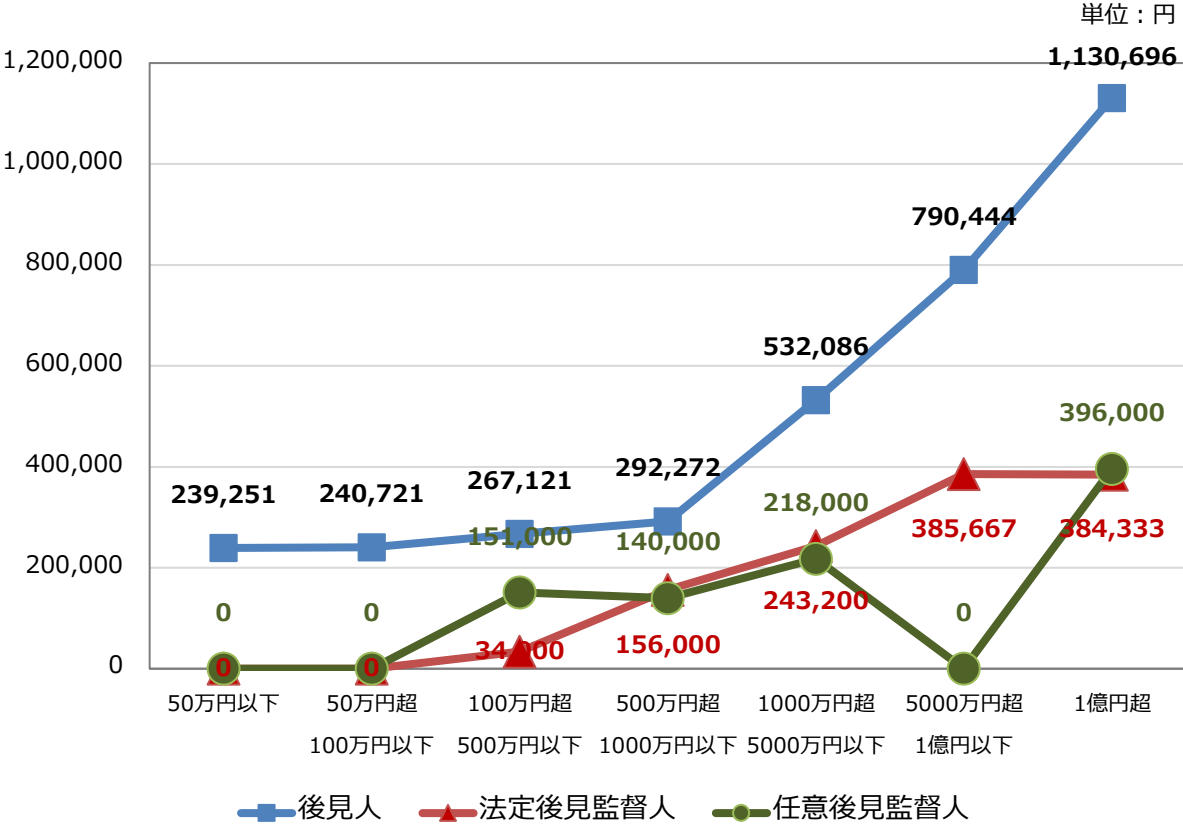
図表0-7：裁判所調査結果（後見人・監督人報酬額平均）

単位：円

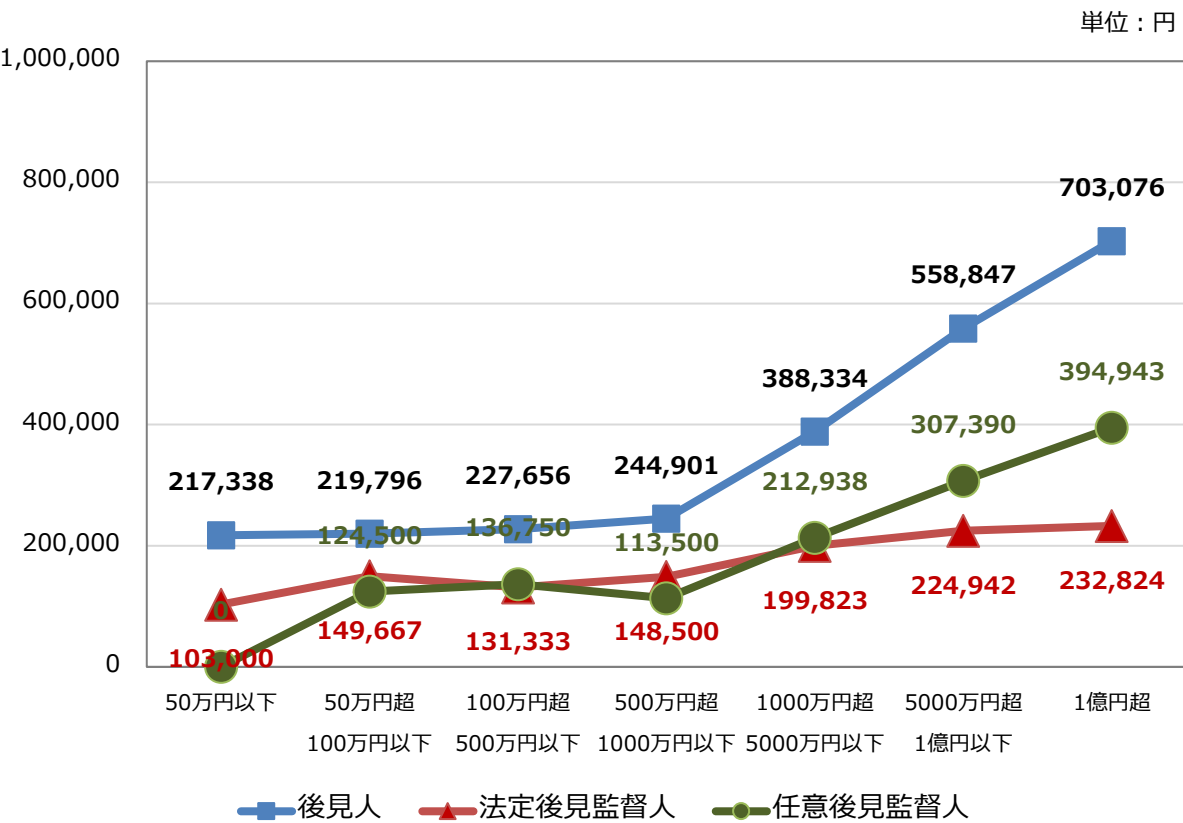


5. 参考資料 (1) 裁判所調査結果

図表0-8：裁判所調査結果（後見人・監督人報酬額平均・付加報酬あり）



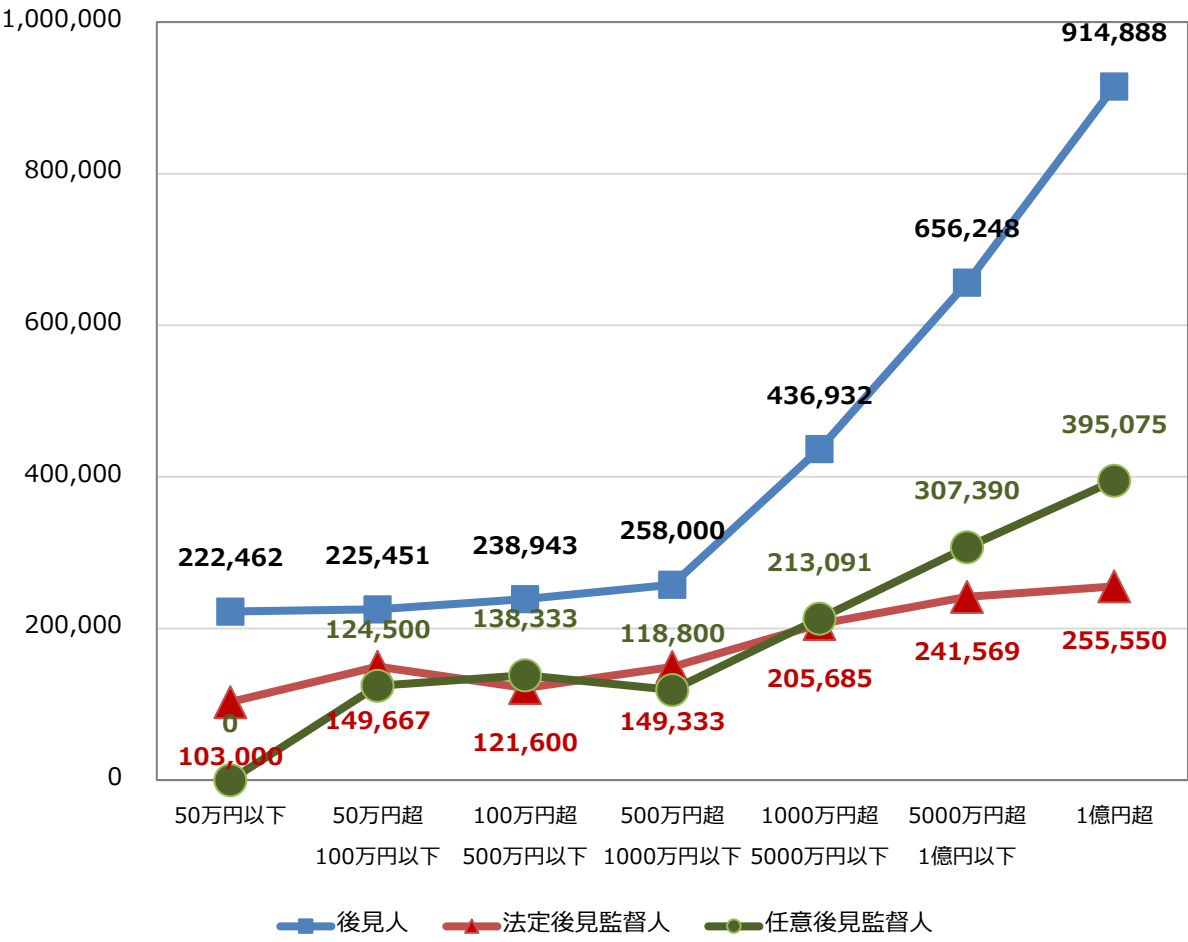
図表0-9：裁判所調査結果（後見人・監督人報酬額平均・付加報酬なし）



5. 参考資料 （1）裁判所調査結果

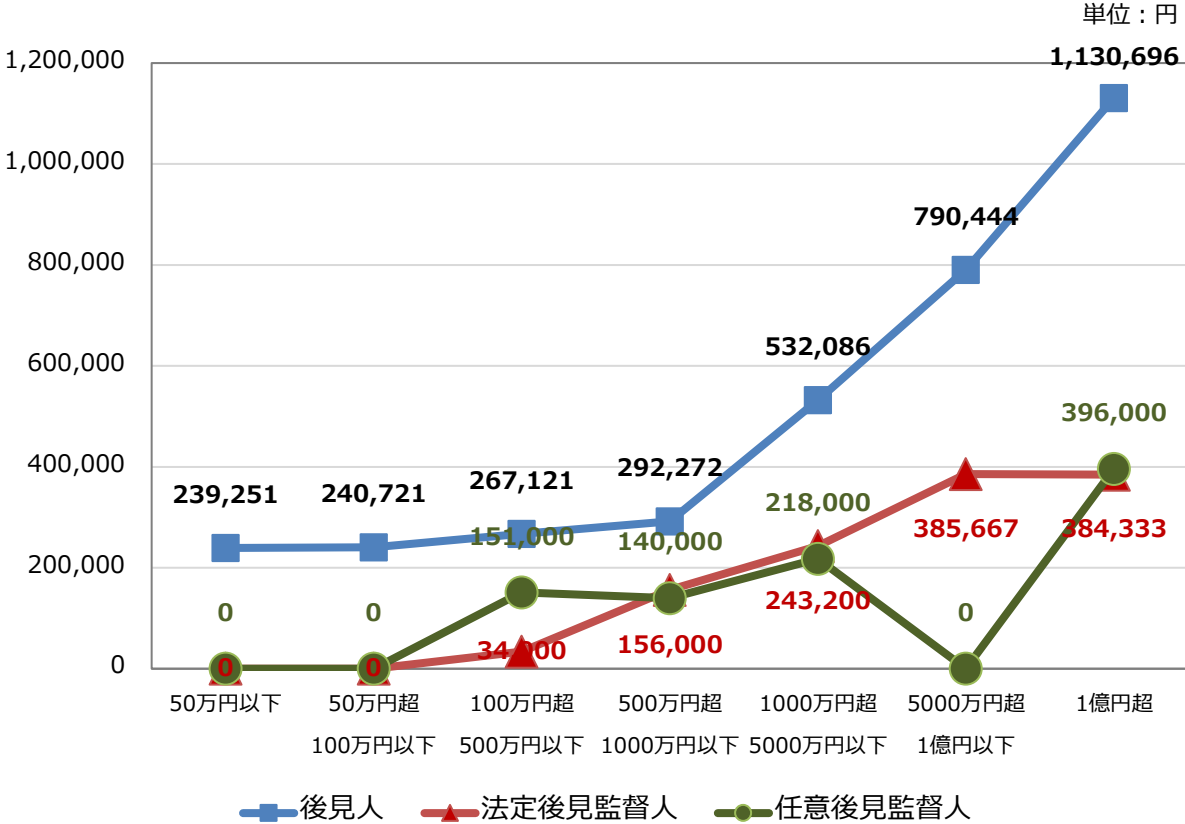
図表0-10：裁判所調査結果（後見人・監督人報酬額平均）

単位：円

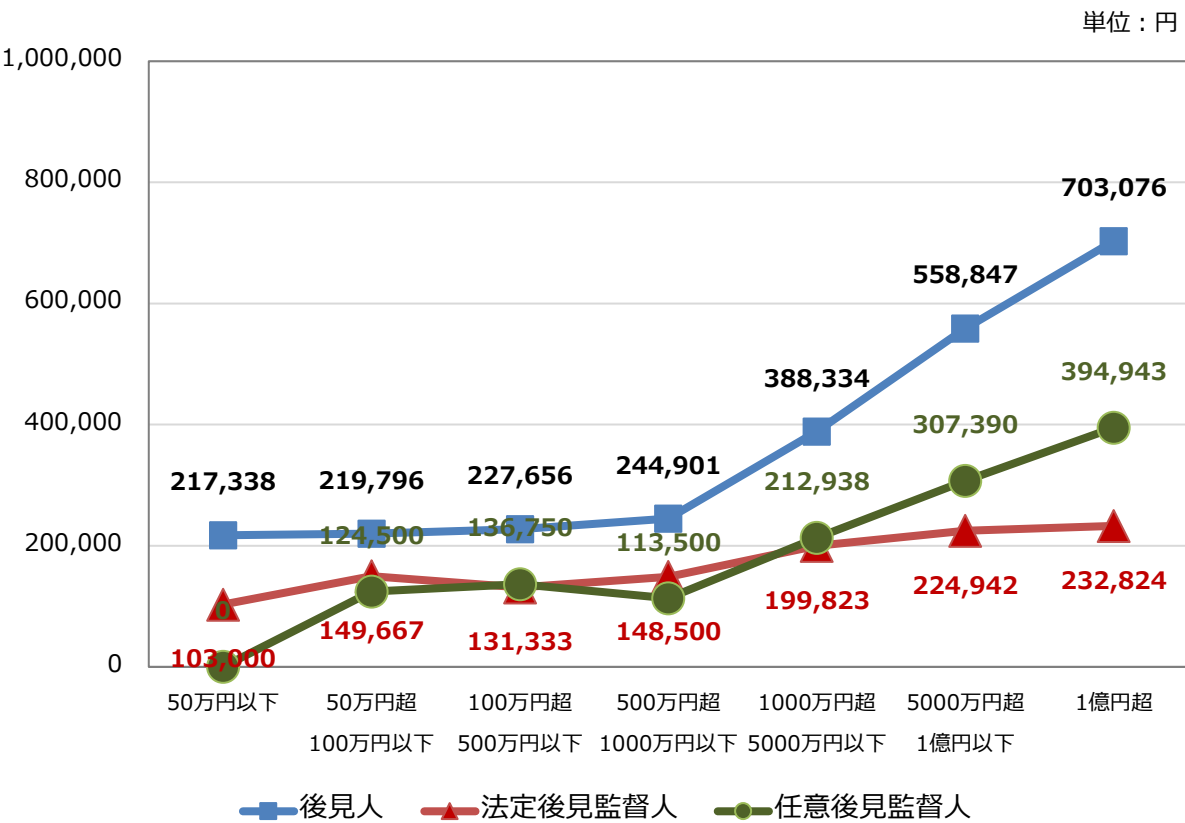


5. 参考資料 (1) 裁判所調査結果

図表0-11：裁判所調査結果（後見人・監督人報酬額平均・付加報酬あり）



図表0-12：裁判所調査結果（後見人・監督人報酬額平均・付加報酬なし）



1. 背景と目的

(3) 目的

監督調査では、被後見人の保有流動資産額と監督人の業務負担は比例関係にはない（無相関である）ということを検証したうえで、監督人の報酬が何によって決まっているのか（被後見人の保有流動資産額か業務負担か）、後見人報酬との比較において業務と報酬は釣り合っているのか明らかにすることを目的とする。

前述の「めやす」で示されている裁判所ルールでは、流動資産額が10百万円以下の場合には、監督人の報酬平均額の目安は年間10万円台前半であり、10百万円超になると増加する。報酬実情調査においても、ルールに沿った運用がなされていることが確認できる。1億円超になるとさらに報酬額が大きくなっている。

市民後見人の発言から、後見事務を行っているのは自分たちであって、監督人の報酬は負担の割に報酬は高いと考えていることが窺える。監督人の報酬はどういう要素によって決まるのか、監督人は何を対価に報酬を得るべきなのか、そもそも監督人どういう機能を提供すべきであって、その機能を代替する手段はないのかなどの考察につなげることが監督調査の目的である。

2. 調査概要

2. 調査概要

(1) 調査方針

監督調査では、様々な種類の監督人（主たる担い手である弁護士及び司法書士の法律専門職以外にも社会福祉協議会なども監督人として選任されている）から調査に必要な各種データや情報提供を得ることが望ましいことは言うまでもないが、（特に弁護士や司法書士などは）積極的に情報開示を行ってくれる可能性は低いと思われる。また、協力を得られる監督人が調査に有用なデータや情報を保有しているとは限らない。

そこで、監督を受ける側の後見人に協力を得て、言わば反面調査の形式で必要なデータや情報を得ることとした。この方法は、後見人と監督人とのやり取りについては、情報を収集することが可能であるが、監督人が裁判所に報告する業務負担については確認することができない（監督人が家庭裁判所に対してどういう報告の仕方をしているのかわからない）という欠点がある。しかし、後見人側から監督業務がどのように見えているのかという視点は、成年後見制度に対する信頼性確保の観点からも重要であることに鑑み、後見人が保有する情報から監督調査を実施することとした。

従って、負担調査と同様、調査対象データを提供できる後見人の確保が最重要課題である。調査分析に必要な情報は以下の条件を満たす必要がある

- 監督人が選任されている事案を一定数受任していること。後見類型・障害特性・住まいなど、被後見人の属性がそれぞれ極端に偏在しない程度のデータ量を保有していることが望ましいこと
- 被後見人別に監督人への報告や監督人の関わりなどの情報が記録されていること
- 被後見人の属性や保有財産額が極端に偏在しない程度のデータ量を保有していること

任意後見のデータを取得・活用できればよいが、任意後見契約の発効件数は3千件に満たないことから、そもそも必要なデータを確保すること自体が至難の業である。そこで、本研究においては、主に法定後見の事案における監督人の業務と報酬の関係について検討を行うこととした。

(2) 調査の対象と方法

調査方針の条件を満たしうる後見人は全国でも限られる。そこで、負担調査でも協力いただいたNPO法人成年後見なのはなに協力を求め、後見業務担当者8名からサンプルデータの提供を受けた。

当該法人では、任意後見の発効済件数は1件しかないとのことから、調査方針通り、法定後見のデータを中心に調査を行うこととした（任意後見の受任事案も対象とした）。また、調査の限界を踏まえ、合理性・妥当性の観点から以下の仮定や前提を置いた。

2. 調査概要

① 監督人の業務

まず監督人の業務負担を形式化・定量化することが必要となる。監督人の業務は、後見人の事務の監督を始めとして法律では明示列挙されているものの、調査にあたっては出来る限り具体化し、当該業務を形式的に把握する必要がある。そこで、監督人の業務を、後見開始・終了時の立会い等、本人面談、監督人への定例報告、連絡票等による報告と承認・指導助言、本人代理、その他の業務（有の場合にはその内容）の6つに分類し、それぞれの業務の発生の有無、年間の報告回数の情報を把握することとした。但し、監督人から家庭裁判所に対する報告書の作成など、後見人側から窺うことができない業務については把握できない。この点については制約条件として認識するに留めた。

監督人の業務についても、後見人の業務と同様に質的側面（法的・福祉的な業務の難易度など）と量的側面（業務時間など）があり、質的側面を定量化することは筆者の現在の知見をもってしては難しい。さらに、後見人側からの反面調査という性格上、監督人の業務時間など実際の負担については正確な把握が困難なことから、業務を実施した回数や時間については不問とした。

そこで、調査の分析にあたっては、監督人の業務全体の負担を推測するため、各業務に重みづけを行うこととした。重みづけの比重に関しては、調査に協力をいただいた後見人の担当者等と意見交換を行ったが、イメージがつかなかったため、AとB 2つのパターンを用意し、以下のような数値としてみた。パターンAは報告・相談を重視、パターンBは実質的な業務を重視したものとして重みづけを行った。

No	監督業務	回答が有の場合の重みづけ	
		パターンA	パターンB
1	後見開始・終了時の立会い等の有無	1	2
2	本人面談の有無	1	2
3	監督人への報告	報告回数	1
4	連絡票等による報告と承認・指導助言の有無	2	3
5	本人代理の有無	3	10
6	その他の職務の有無（有の場合は内容説明）	内容に応じて決定	内容に応じて決定

2. 調査概要

② 観測期間

家庭裁判所への定期報告は、基本的に1年ごととなっており、報酬付与の申請も同じタイミングで行われるのが一般的である。監督人が選任されている場合には、事案に応じてその頻度が増える（6ヶ月ごとや3か月ごとなど）場合がある。また、負担調査でも観察されたように、後見人就任後から徐々に後見業務の負担等は軽減していく事案が多い。それに応じて監督人とのやりとりなども少なくなっていく一方で、就任期間が長くなると居住用不動産の処分や遺産分割協議などの後見事務も発生する可能性が増えてくる。

そこで、監督調査においては、後見人就任時から調査時期（2025年3月～4月）までの間を観測期間とし、その間の監督業務の状況、被後見人の預貯金額の状況、後見人及び監督人の報酬などについてデータを入手することとした。

③ 流動資産額

負担調査と同様に、みなし平均残高の考え方を採用した。観測期間が数年にわたる場合には、報酬付与の申請が複数回発生することから、その時点における預貯金額の残高を把握し、各時点の残高を平均した金額をもって観測期間中の平均残高とした。

④ 後見人報酬と監督人報酬

流動資産額の把握方法と同様に、みなし平均報酬額の考え方を採用した。貫禄期間中における後見人報酬額と監督人報酬額の総額を把握し、観測期間の年数で除した金額を観測期間中の平均報酬額とした。

調査にあたっては、法人の担当者ごとに、観測期間中の業務項目ごとに業務の有無や報告回数を記入してもらった。事前に用意した調査シート（excelのワークシート）に、被後見人及び監督人の属性情報と監督業務項目ごとに該当の有無や報告回数を入力作業を依頼し、入力されたexcelシートを回収した。担当者によって業務項目の意味や記入方法に齟齬が出ないよう、記入例を示し、対面で説明の上で質疑応答を行った上で作業を依頼した。監督人が選任されている事案であるという制約条件のもと、被後見人の属性・類型・障害区分・財産状況においてデータが偏在しないようにデータの提供を依頼した。

（3）調査項目

調査項目は、被後見人本人の属性情報6項目（年齢・性別、法定後見の類型、障害区分、住まいの状況、現金預貯金額の残高。他に特記事項）と監督人の属性情報1項目、監督業務6項目（後見開始・終了時の立会い等、本人面談の有無、監督人への報告の頻度、本人代理の有無、その他の職務の有無と内容。他に特記事項）、観測期間中の後見人報酬・監督人報酬（いずれも合計額）の構成である。

2. 調査概要

■ 被後見人本人の属性項目（図表0-13参照）

被後見人本人の属性情報6項目は、以下の通りである。

図表0-13：本人の属性項目

No	属性情報	回答方法
1	年齢	記入
2	性別	選択
3	法定後見の種類	選択
4	障害区分	選択
5	住まい	選択
6	現金預貯金残高（後見開始・報酬付与時点）	記入

■ 監督業務項目（図表0-14参照）

監督業務6項目は、以下の通りである。監督人報告は、1年間における報告頻度を記入を依頼した。連絡票等による報告等のやりとりについては、有無のみの確認とし、頻度や所要時間等は問わないこととした。

図表0-14：監督業務項目

No	属性情報・監督業務	回答方法
1	監督人の属性	選択
1	後見開始・終了時の立会い等の有無	選択
2	本人面談の有無	選択
3	監督人報告	記入
4	連絡票等による報告と承認・指導助言の有無	選択
5	本人代理の有無	選択
6	その他の職務の有無（有の場合は内容説明）	選択・記入

■ 分析軸

サンプルデータを集計後、以下の4つの軸によって分析を行った。

- ① 後見人報酬と監督人報酬
- ② 監督人の業務と預貯金額
- ③ 監督人の報酬と預貯金額
- ④ 監督人の業務と報酬

2. 調査概要

(4) 回収結果

NPO法人成年後見なのはなの8人の担当者から、計27件のデータの提供を得た。内訳は、以下の通りである。

- 担当者A：1件
- 担当者B：3件
- 担当者C：5件
- 担当者D：3件
- 担当者E：2件
- 担当者F：6件
- 担当者G：5件
- 担当者H：2件

次に、上記27件を、被後見人本人の年代、性別、後見類型別、障害特性別、住まい別に分類した結果、以下の通りとなった（分類はいずれも調査日現在）。おおむねどのクラスターにも極端に偏在することなくサンプルデータを確保することができた。但し、市民後見法人の特性から、預貯金額は1千万円以下のデータがほぼすべてとなった。

性別

- 男性8件、女性19件

年代別

単位：件

50代以下	60代	70代	80代	90代
5	5	5	7	5

(法定後見) 類型別

単位：件

補助	保佐	後見	任意後見
11	12	3	1

障害特性別

単位：件

認知症等	知的障害	精神障害
17	3	7

2. 調査概要

(法定後見) 類型別×障害特性別

単位：件

類型	認知症等	知的障害	精神障害
補助	9	1	1
保佐	5	2	5
後見	2	0	1
任意後見	1	0	0

住まい別

単位：件

在宅(所有)	在宅(賃貸)	入院・入所
5	1	21

住まい別×障害特性別

単位：件

住まい	認知症等	知的障害	精神障害
在宅(所有)	4	0	1
在宅(賃貸)	0	1	0
入院・入所	13	2	6

預貯金額（みなし平残／年平均あたり）

単位：件

1千万円以下	1千万円超 5千万円以下	5千万円超 1億円以下	1億円超
1	24	1	1

預貯金額（みなし平残／年平均あたり）

単位：千円

最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差
9,426	337,902	36,111	24,521	60,485

2. 調査概要

次に、監督人の属性と後見人報酬・監督人報酬の状況を確認した。

監督人の属性別の内訳では、弁護士が約6割、司法書士が約4割、社会福祉協議会など他の属性はみられなかった。

後見人報酬の年平均額は273千円、中央値は288千円であった。一方、監督人報酬の年平均額は184千円、中央値は190千円となった。標準偏差は、それぞれ131、80となり、監督人報酬の方が分散は小さくなった。報酬実情調査における監督人の報酬額平均は下回る（約201千円、預貯金額10百万円超50百万円以下）ものの、極端に大きな乖離は見られなかった。

監督人属性

単位：件

弁護士	司法書士	合計
16	11	27

後見人報酬・監督人報酬（年平均あたり）

単位：千円

報酬	最小値	最大値	平均値	中央値	標準偏差
後見人	32	581	273	288	131
監督人	21	370	184	190	80

3. 調査結果 (1) 監督業務の状況

3. 調査結果

(1) 監督業務の状況

■ 調査の意図と結果 (図表1-1～1-4参照)

監督人が観測期間中にどの業務を行ったかを把握するものである。

後見人からの報告については、年に1回、2回(半年ごと)、4回(3ヵ月ごと)の3つのパターンに分かれたが、3ヵ月ごとの報告が全体の6割を占めた。年に1回という回答も1割みられた。

報告以外の業務については、後見開始・終了時の立会い等、本人面談、本人代理の3つについては有りの回答が8件(約3割)、連絡票等による報告と承認・指導助言については有りの回答が18件(7割弱)となった。その他の業務については、すべて無しの回答となった。

監督人への報告を除く5つの業務について、有りの回答が何件あったか確認したところ、1つ有りの回答が13件(5割弱)で最多となった。なお、13件のうち10件は連絡票等による報告と承認・指導助言である。まったくなし(監督人報告のみ)の回答も3件(約1割)、4つ有りの回答は2件(1割弱)となった。

■ 考察

上記の結果から、監督人の業務は、監督人報告のみ、又は連絡票等による報告と承認・指導助言までという回答が6割に上ることが明らかになった。本人代理という法律行為の実施は3割に留まっており、7割の事案では法律専門職が常時監督人を務める必然性はなかったのではないかと、さらに言えば、本人代理の時だけ法律専門職が監督人として関与すればよいのではないかとこの考え方も成り立つ。

重みづけによる業務負担の分析結果をみると、パターンAでは、4ポイントから9ポイントの間に分布しており、報告回数の多さの影響が感じられる。一方、パターンBでは、1ポイントから13ポイントまで分布し、定期報告以外の業務に関するウエイトの影響が感じられる。

重みづけについては、あくまで後見人からみた評価であるため、必ずしも監督人負担の真実を表すものではないが、監督人に対する適切な評価を得るためにも、監督人業務の可視化は避けられないものと考ええる。

3. 調査結果 （1）監督業務の状況

図表1-1：監督人報告の回数

単位：件

年次 (年1回)	半期次 (年2回)	三半期次 (年3回)	四半期次 (年4回)
3	8	0	16

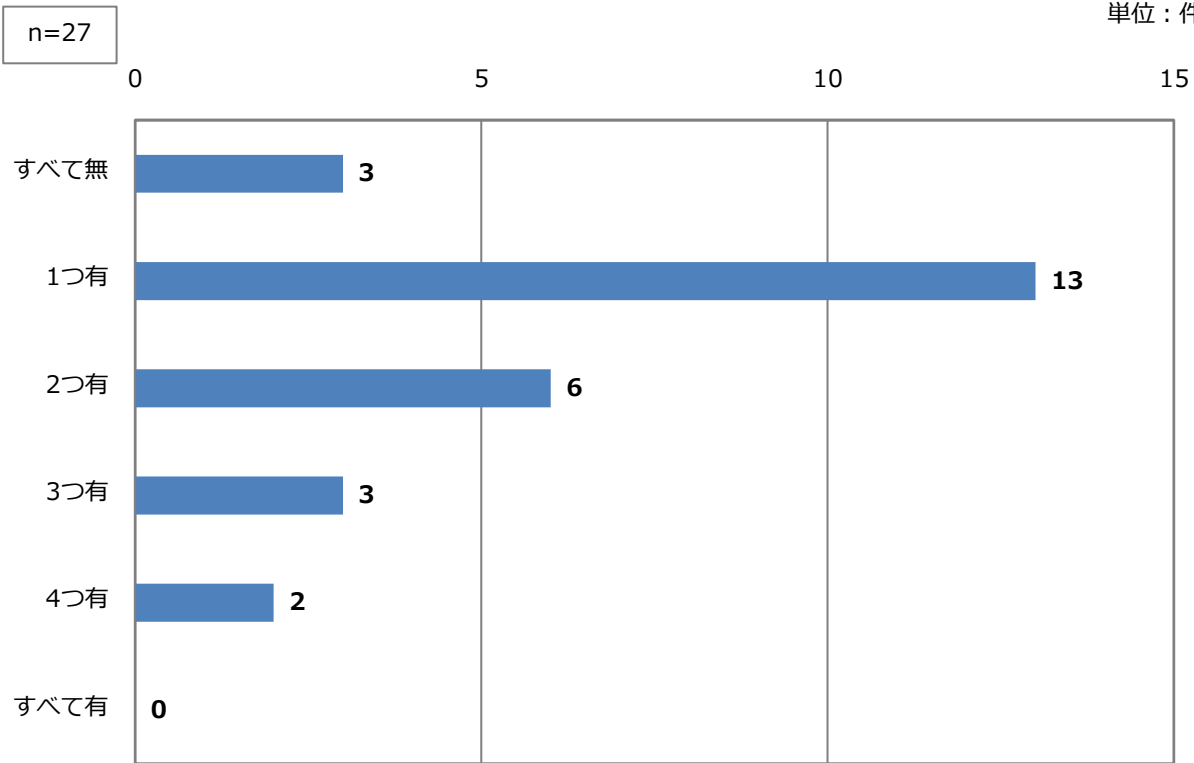
図表1-2：監督人の項目別業務負担

単位：件

	後見開始・終了 時の立会い等	本人面談の有無	連絡票等による 報告と承認・指 導助言の有無	本人代理の有無	その他の職務の 有無
有	8	8	18	8	0
無	19	19	9	19	27

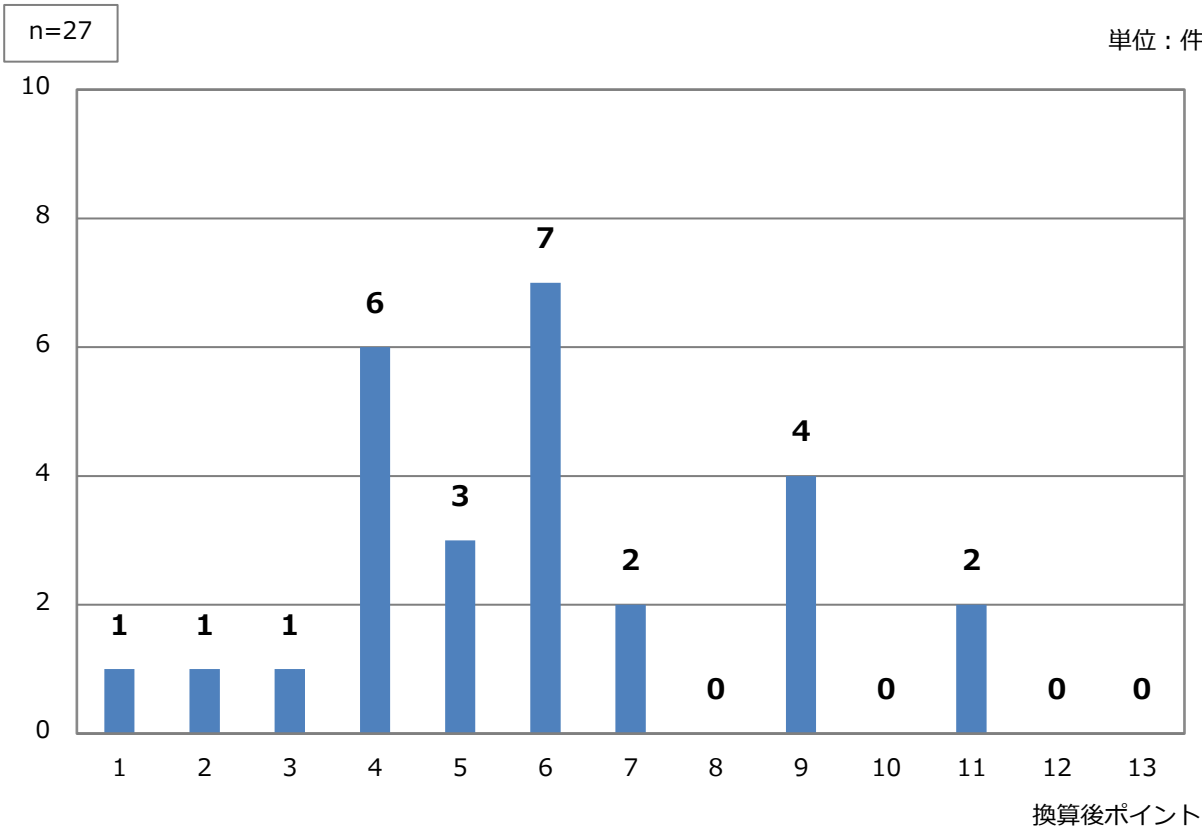
図表1-3：監督人の業務負担（監督人報告を除く）

単位：件

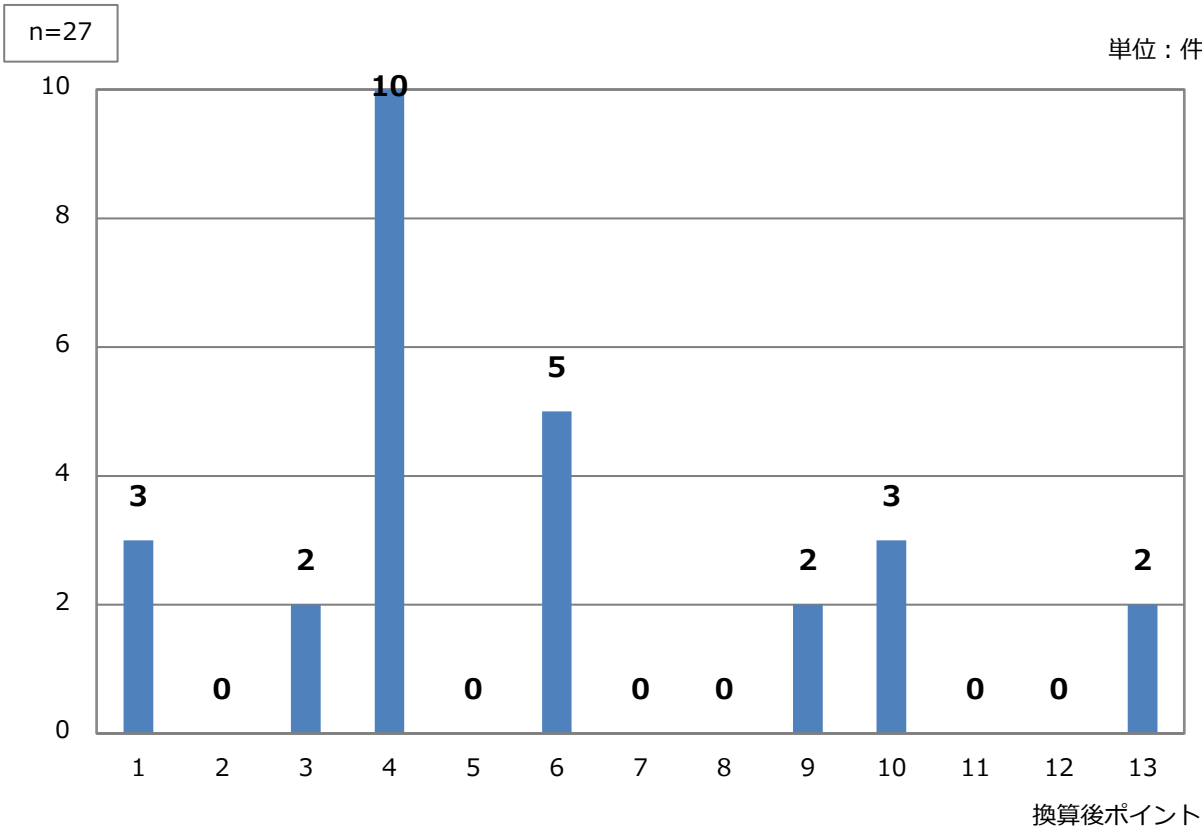


3. 調査結果 （1）監督業務の状況

図表1-4：監督人の業務負担（監督人報告を含む。ポイント換算パターンA）の分布



図表1-4：監督人の業務負担（監督人報告を含む。ポイント換算パターンB）の分布



3. 調査結果 （2）後見人報酬と監督人報酬

（2）後見人報酬と監督人報酬

■ 調査の意図と結果（図表2-1,2-2参照）

後見人の報酬と監督人の報酬の関係を把握するものである。裁判所ルールによれば、監督人の報酬は、後見人の報酬の半額（50%）が目安とされているが、実態を確認する。

後見人報酬に対する監督人の報酬の比率（監督人報酬比率）については、平均値でみると67%（184千円÷273千円×100）、中央値でみると66%（190千円÷289千円×100）となり、めやすである50%よりも大きく上回った。中には100%を超えるケース、すなわち監督人報酬が後見人報酬を上回るケースも3件確認された。

■ 考察

後見人報酬と監督人報酬の関係を見れば、概ね裁判所ルール通りの運用であると言ってよいが、全般的に監督人報酬比率は目安よりも高い割合となった。これは、監督人の報酬が後見人の報酬に比べて高いと言うよりも、むしろ後見人の報酬が目安よりも低く抑えられていることによると考えた方がよさそうである。

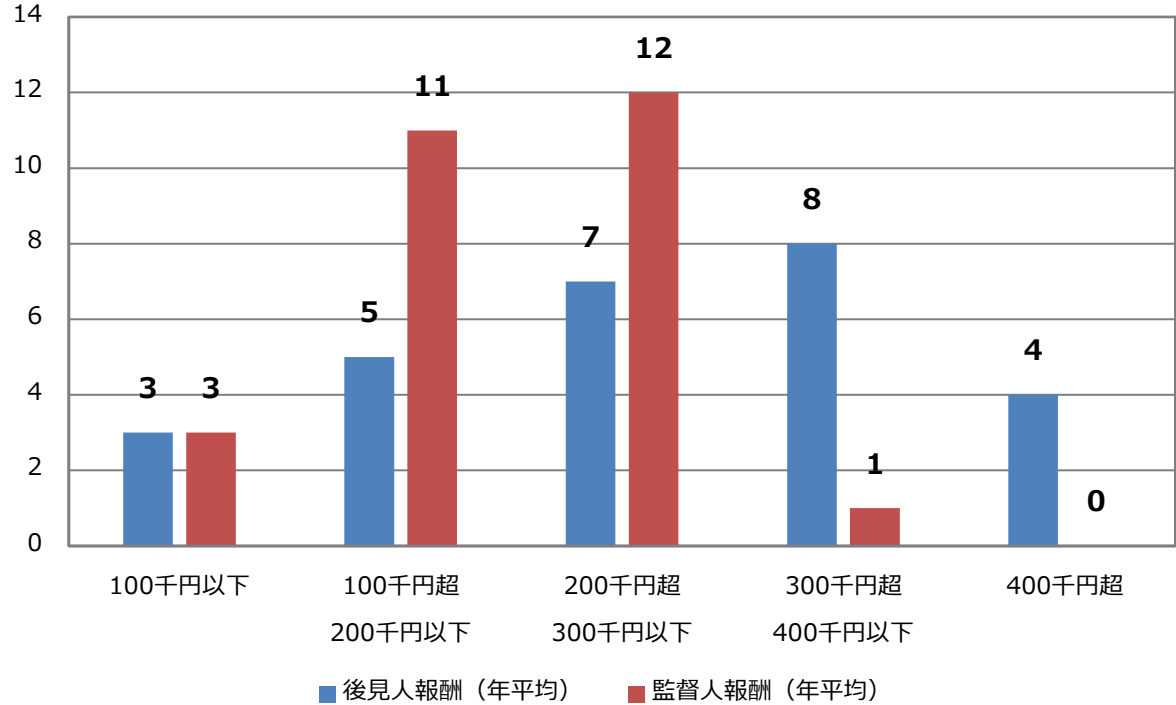
監督人報酬が後見人報酬を上回ったケース3件について、後見人にヒアリングを行ったところ、うち1件は監督人が遺産分割協議を行ったことが確認できたものの、残りの2件については特別の業務を行った形跡がないことが確認された。なお、遺産分割協議についても、単に遺産分割協議書に署名捺印を行った程度とのことであった。

3. 調査結果 （2）後見人報酬と監督人報酬

図表2-1：後見人報酬と監督人報酬の分布

後見人報酬・監督人報酬

単位：千円

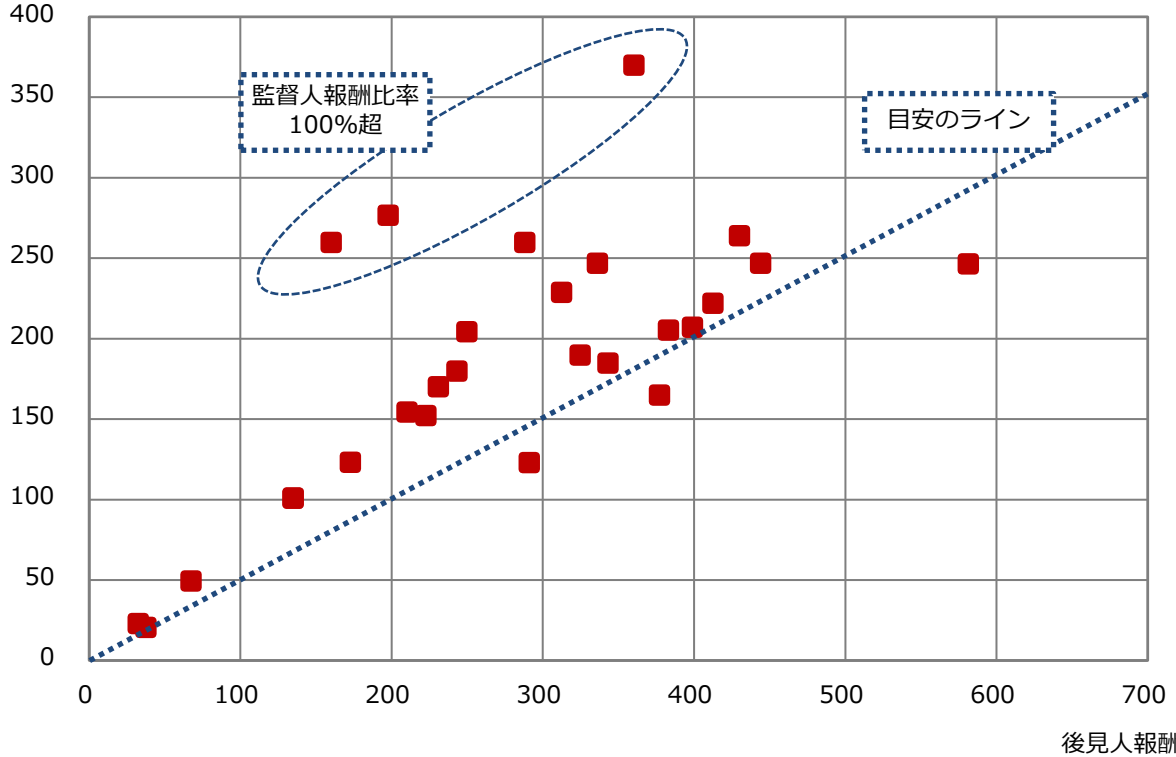


図表2-2：後見人報酬と監督人報酬の関係

緑色は任意後見（以下同じ）

監督人報酬

単位：千円



3. 調査結果 （3）監督人の業務と預貯金額

（3）監督人の業務と預貯金額

■ 調査の意図と結果（図表3-1～3-7参照）

監督人の業務負担と被後見人の預貯金額がどのような関係にあるかを把握するものである。前章の負担調査と同様の問題意識に基づくと、監督人の業務負担は、被後見人の預貯金額は比例関係にはない（無相関である）ことになる。

負担調査と違って監督人の業務負担を業務時間で表現できないことから、個々の業務ごとの実施の有無、監督人報告の回数の業務ごとに預貯金額との関係をみる。

結果は、以下の通り、業務実施の有無や報告の回数と被後見人の預貯金額は、比例関係にあるとは言えなかった。特に外れ値を除外してみると大差がなく、監督人の業務負担と被後見人の預貯金額は比例関係にはないことが確認された。

前述の業務の重みづけによる個々の事案についての監督業務負担と預貯金額の関係を確認してみたが、比例関係は確認できなかった（むしろ反比例の関係がみられた）。

図表3-1：項目別の業務の有無と預貯金額

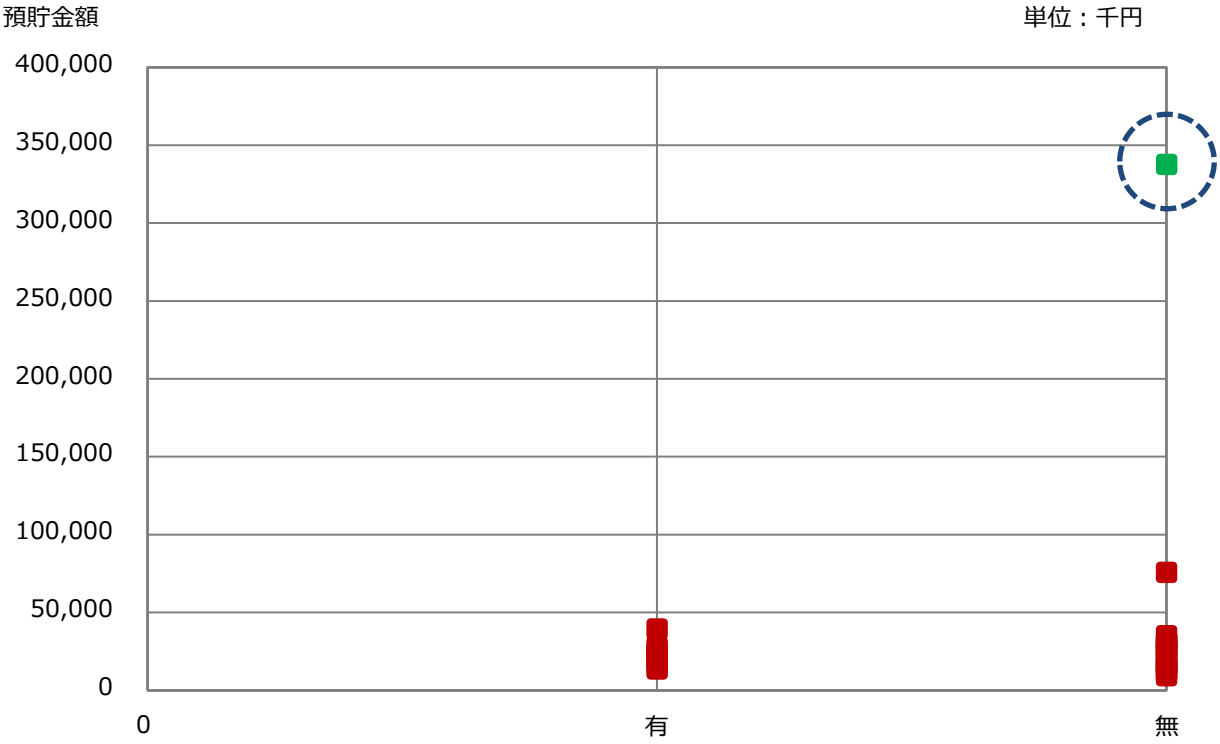
単位：千円

		後見開始・終了時の 立会い等		本人面談の有無		連絡票等による報告 と承認・指導助言の 有無		本人代理の有無	
		有	無	有	無	有	無	有	無
全データ	平均値	23,681	41,345	25,133	40,734	23,299	61,736	23,248	41,527
	中央値	24,143	25,758	24,909	24,521	24,688	23,765	21,205	24,854
外れ値 除く	平均値	23,681	24,870	25,133	24,224	23,299	27,215	23,248	25,062
	中央値	24,143	23,663	24,909	21,450	24,688	21,205	21,205	24,688

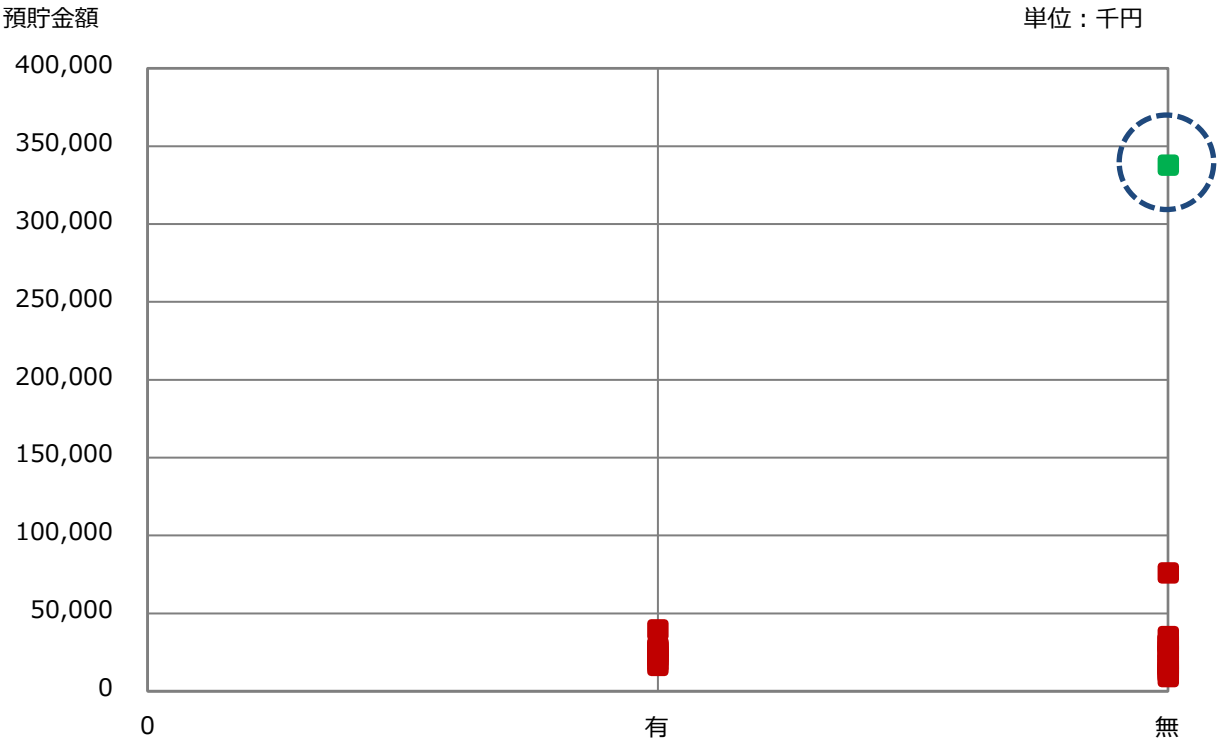
		監督人報告			
		1回	2回	3回	4回
全データ	平均値	126,343	31,382	－	21,557
	中央値	24,521	26,669	－	18,513
外れ値 除く	平均値	20,563	31,382	－	21,557
	中央値	20,563	26,669	－	18,513

3. 調査結果 （3）監督人の業務と預貯金額

図表3-2：立会いの有無と預貯金額

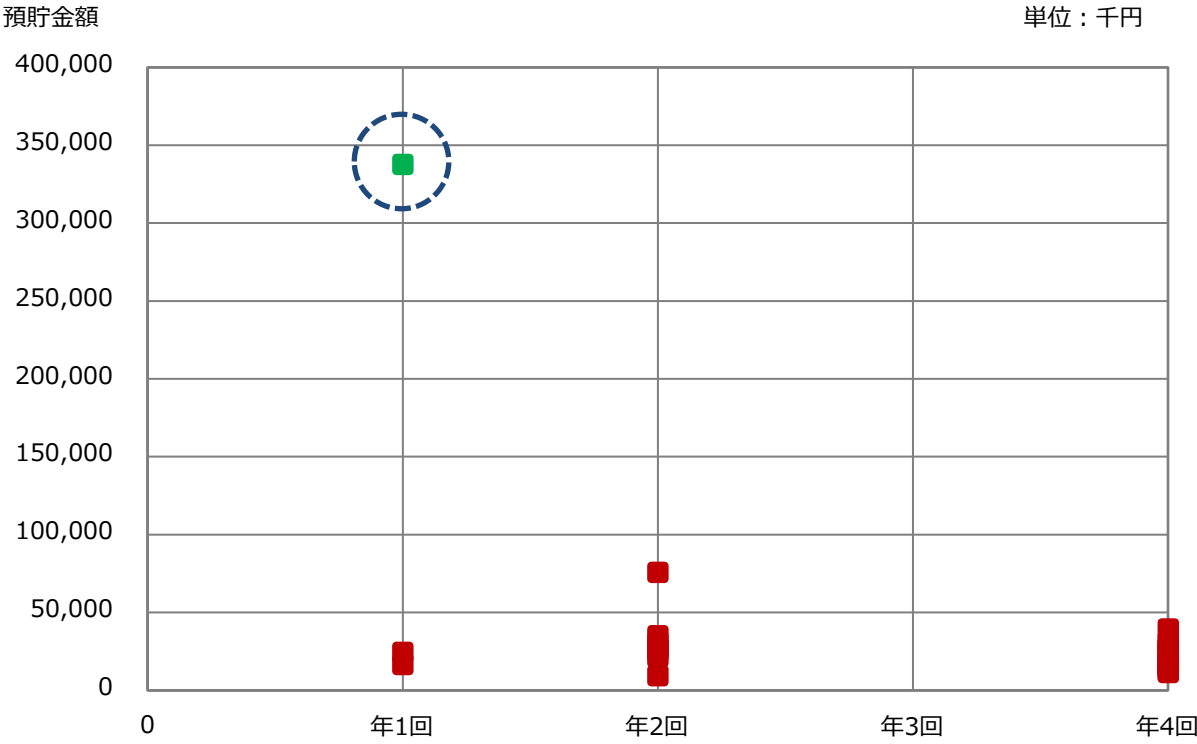


図表3-3：本人面談の有無と預貯金額

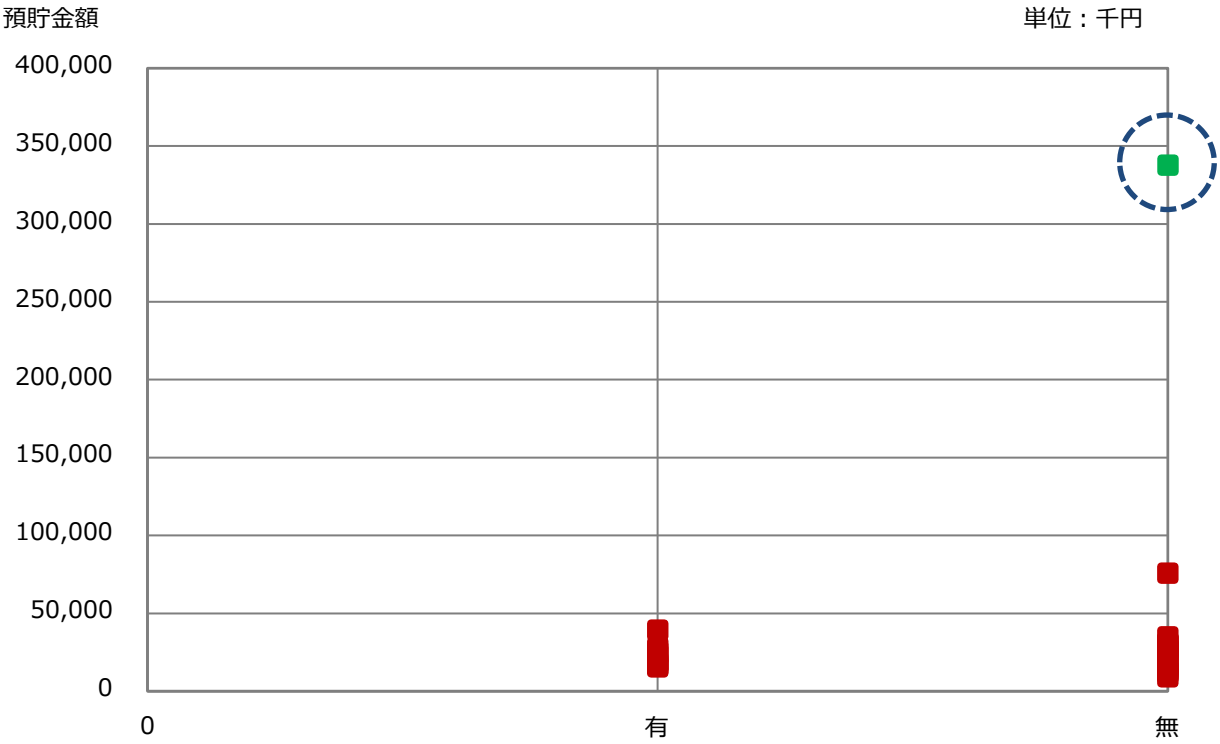


3. 調査結果 （3）監督人の業務と預貯金額

図表3-4：監督人報告の頻度と預貯金額

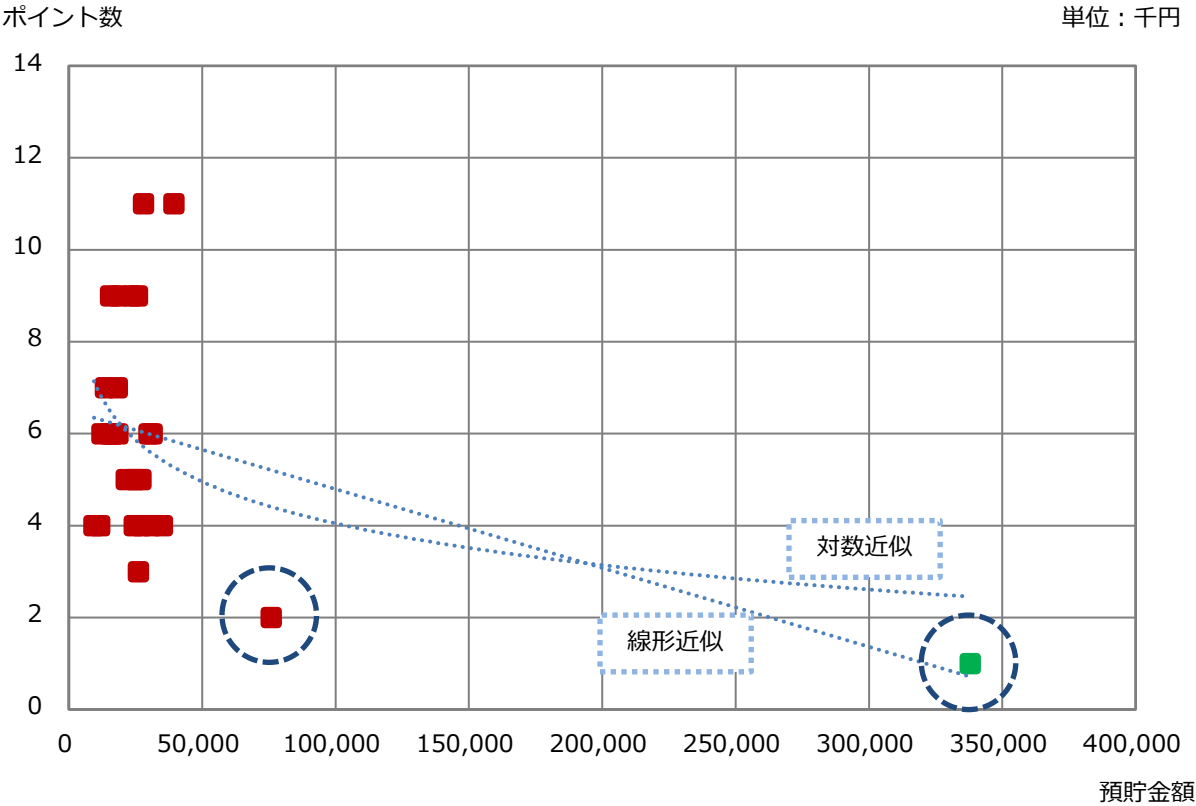


図表3-5：本人代理の有無と預貯金額

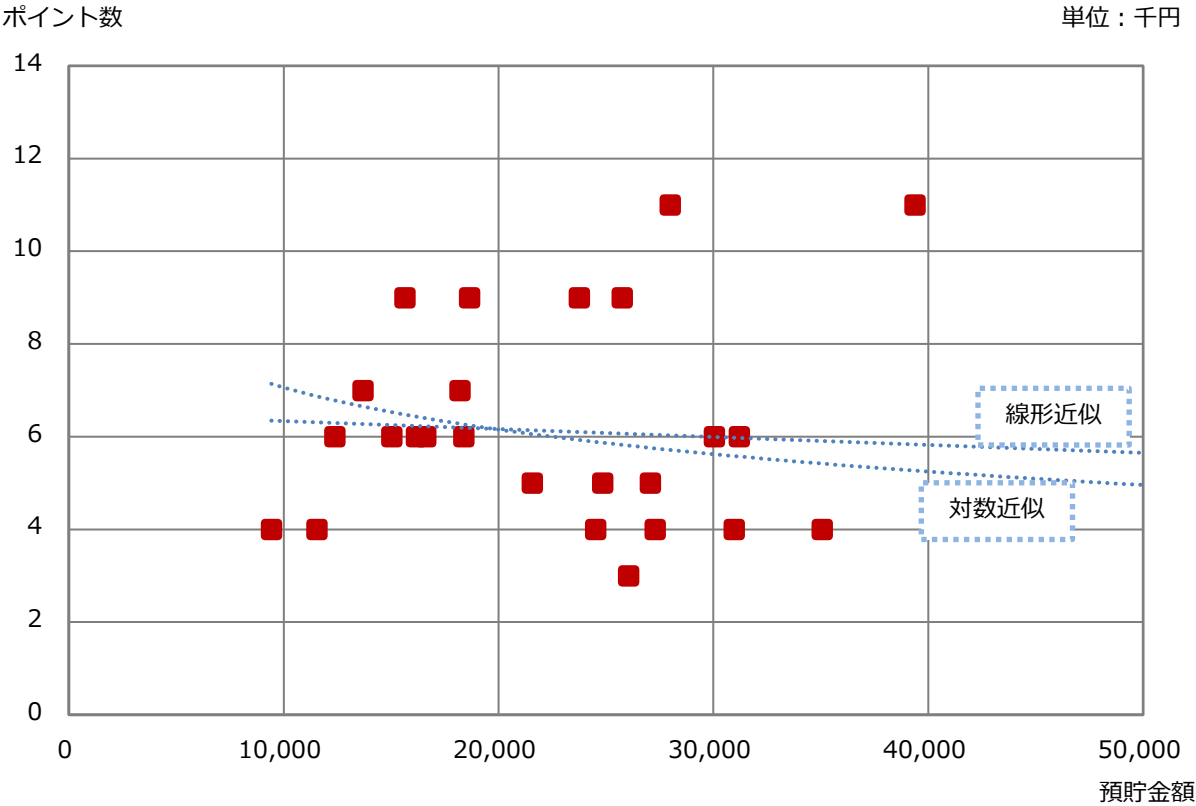


3. 調査結果 （3）監督人の業務と預貯金額

図表3-6：監督人の業務（ポイント換算パターンA）と預貯金額（全データ）

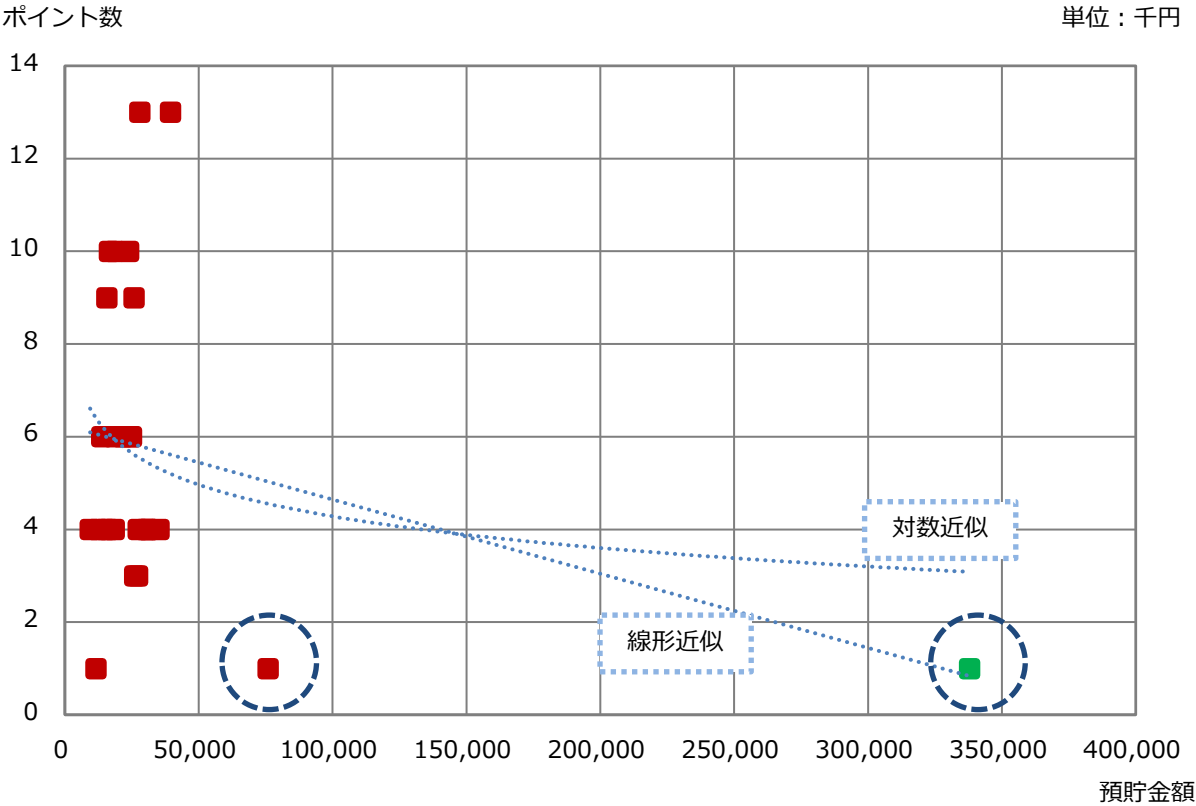


図表3-7：監督人の業務（ポイント換算パターンA）と預貯金額（50,000千円以下）

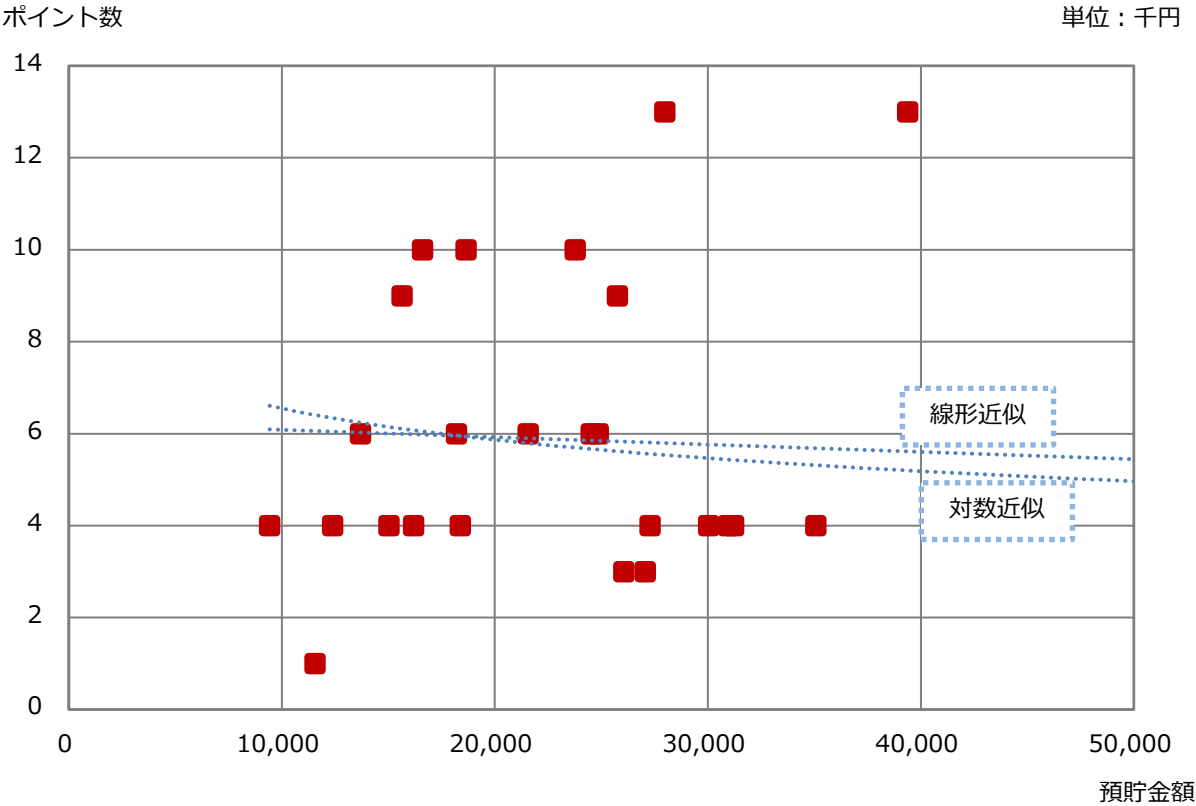


3. 調査結果 (3) 監督人の業務と預貯金額

図表3-6：監督人の業務（ポイント換算パターンB）と預貯金額（全データ）



図表3-7：監督人の業務（ポイント換算パターンB）と預貯金額（50,000千円以下）



3. 調査結果 （3）監督人の業務と預貯金額

■ 考察

今回のサンプルデータは、被後見人の預貯金額が10百万円超50百万円以下の範囲に収まっており、住まいが入院・入所先である事案が8割弱を占め、身上面での困難さはみられなかったことから、預貯金額の違いによる後見人の業務負担、監督人の業務に目立った差異はみられなかった。預貯金額と監督人の業務負担に相関関係はみられなかった（無相関であった）。

監督人選任に関する現行の運営方法は、家庭裁判所が、当該事案について監督人を付与することが適切かどうかを判断し、後見制度支援信託・預貯金のスキーム利用などを勘案した上で、個々の事案ごとに監督人の選任を行っているのであって、一人の監督人が一人の後見人の事案をすべて監督するわけではない。従って、監督人が監督権限をどう発揮するかは、まさに監督人の判断によっていることから、後見人に報告を求める頻度や、本人面談の要否などに一貫性があるわけではないことが見て取れる。

3. 調査結果 （4）監督人の報酬と預貯金額

（4）監督人の報酬と預貯金額

■ 調査の意図と結果（図表4-1～4-4参照）

監督人の報酬と被後見人の預貯金額がどのような関係にあるかを把握するものである。前述の前章の負担調査と同様の問題意識であれば、監督人の業務負担は、被後見人の預貯金額は比例関係にはない（無相関である）ことになる。

結果は、監督人の報酬と被後見人の預貯金額は、わずかながら比例関係の可能性が認められた。監督人報酬比率と被後見人の預貯金額の関係においても同様の傾向がみられた。しかし、いずれも外れ値を除外してみると、明らかに比例関係にあるとまでは確認できなかった。

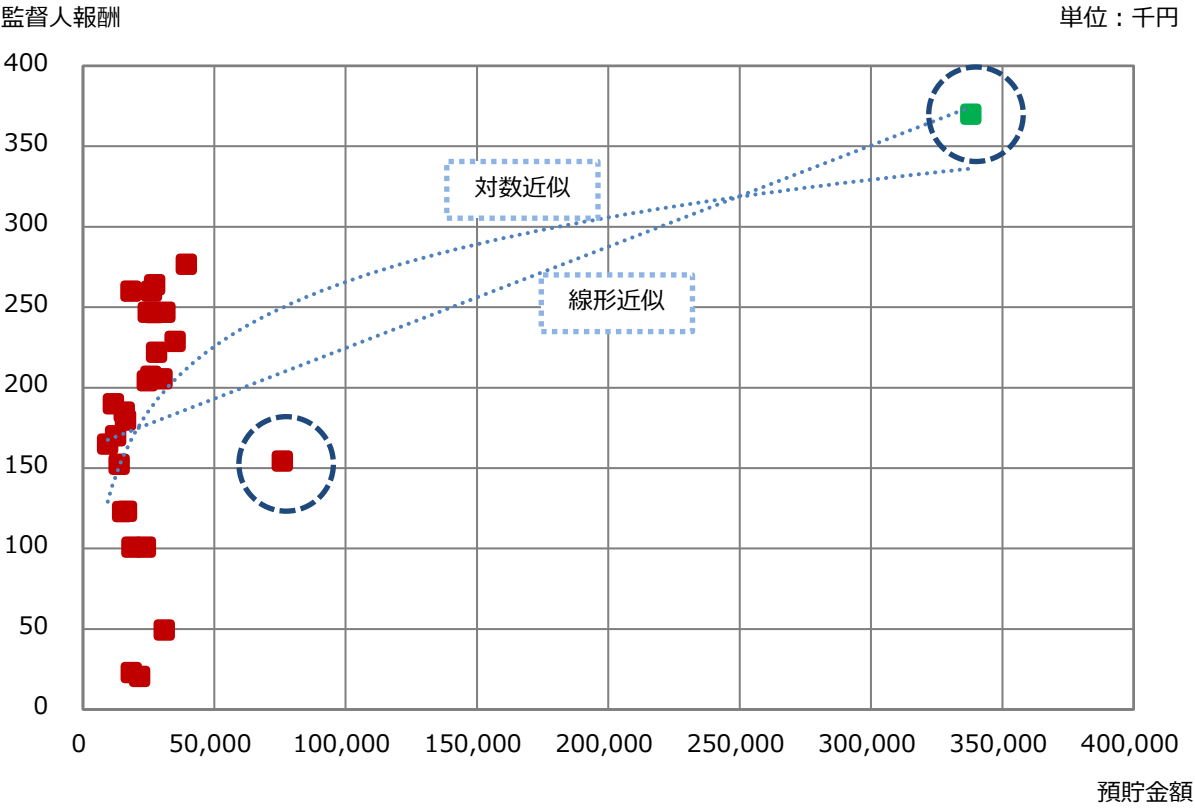
■ 考察

前述の通り、監督人の負担と預貯金額の関係は無相関であったが、監督人報酬と被後見人の預貯金額の関係については、比例関係の可能性が認められる。但し、調査結果からだけでは、被後見人の報酬と監督人の業務負担は明らかに比例関係にあると結論付けることは難しい。

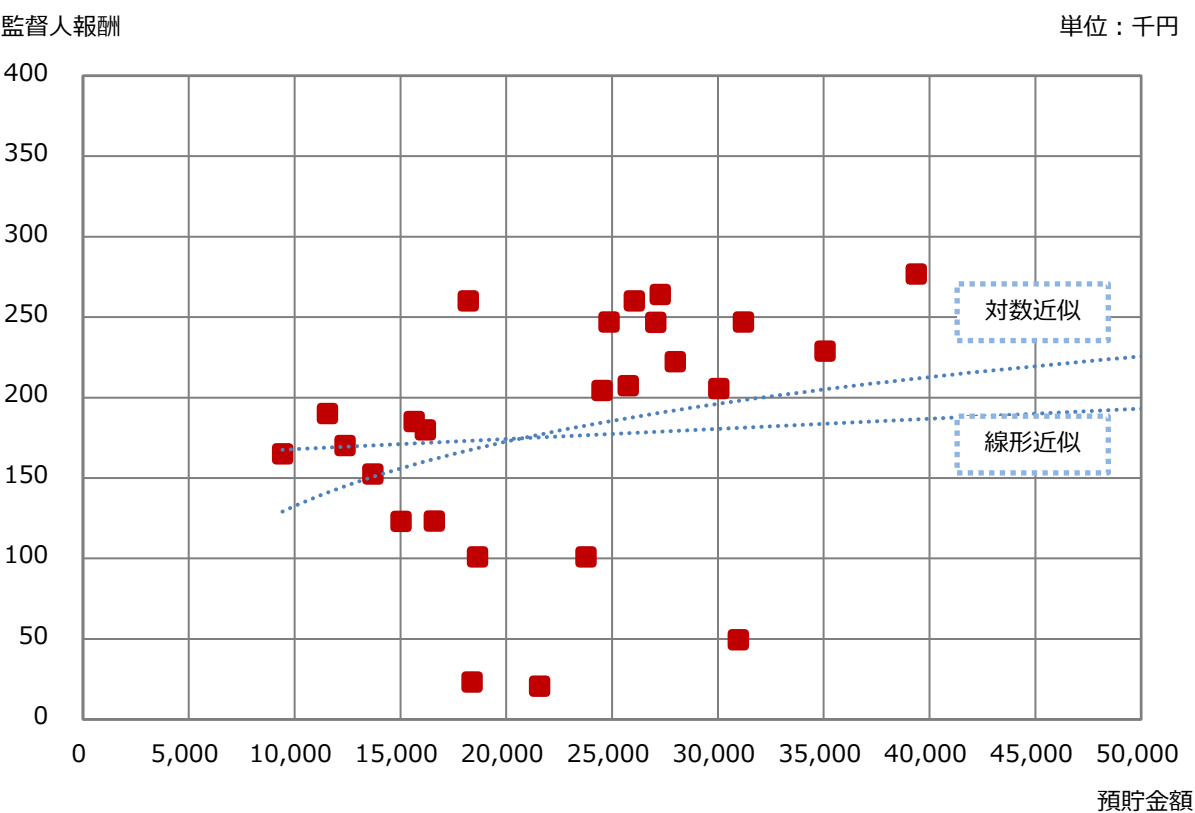
今回のサンプルデータにおける被後見人の預貯金額の平均値は1件を除いて、10百万円超50百万円以下の範囲に収まっていた。従って、裁判所のルールに従えば、後見人の報酬も監督人の報酬も、大差はないということになる。

3. 調査結果 （4）監督人の報酬と預貯金額

図表4-1：監督人報酬と預貯金額（全データ）

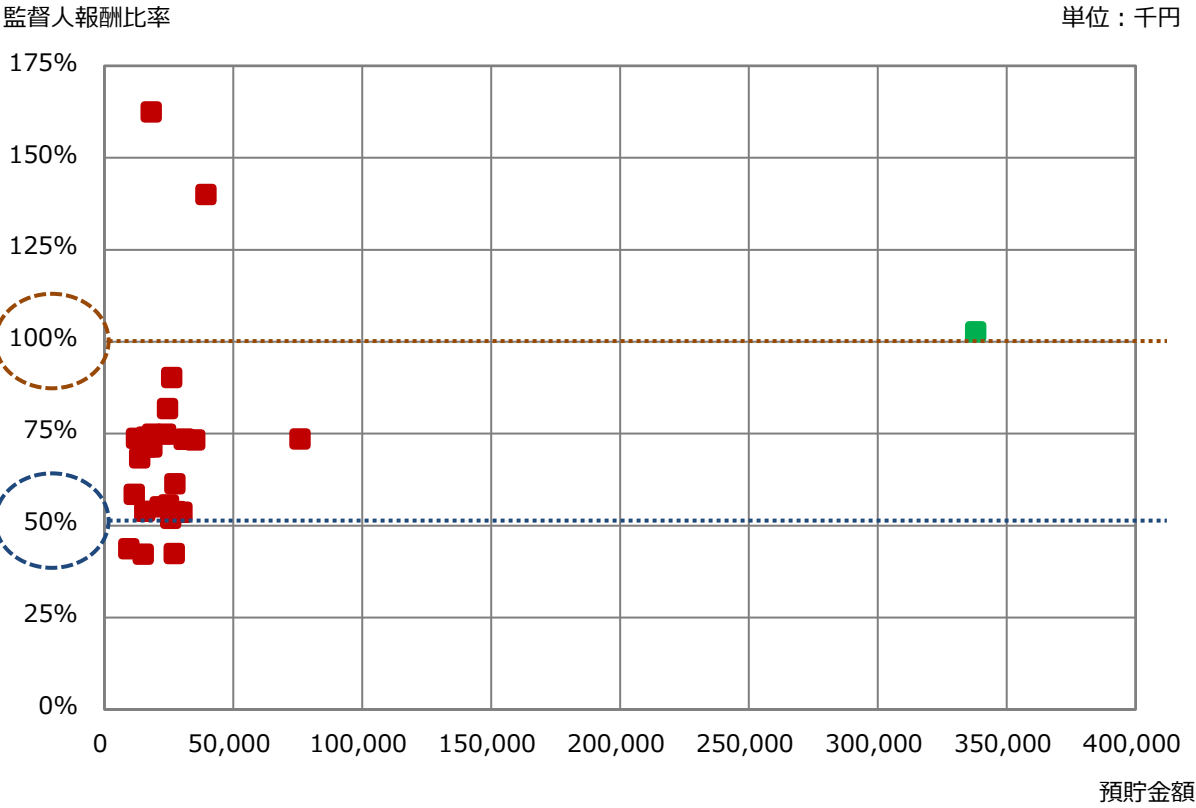


図表4-2：監督人報酬と預貯金額（50,000千円以下）

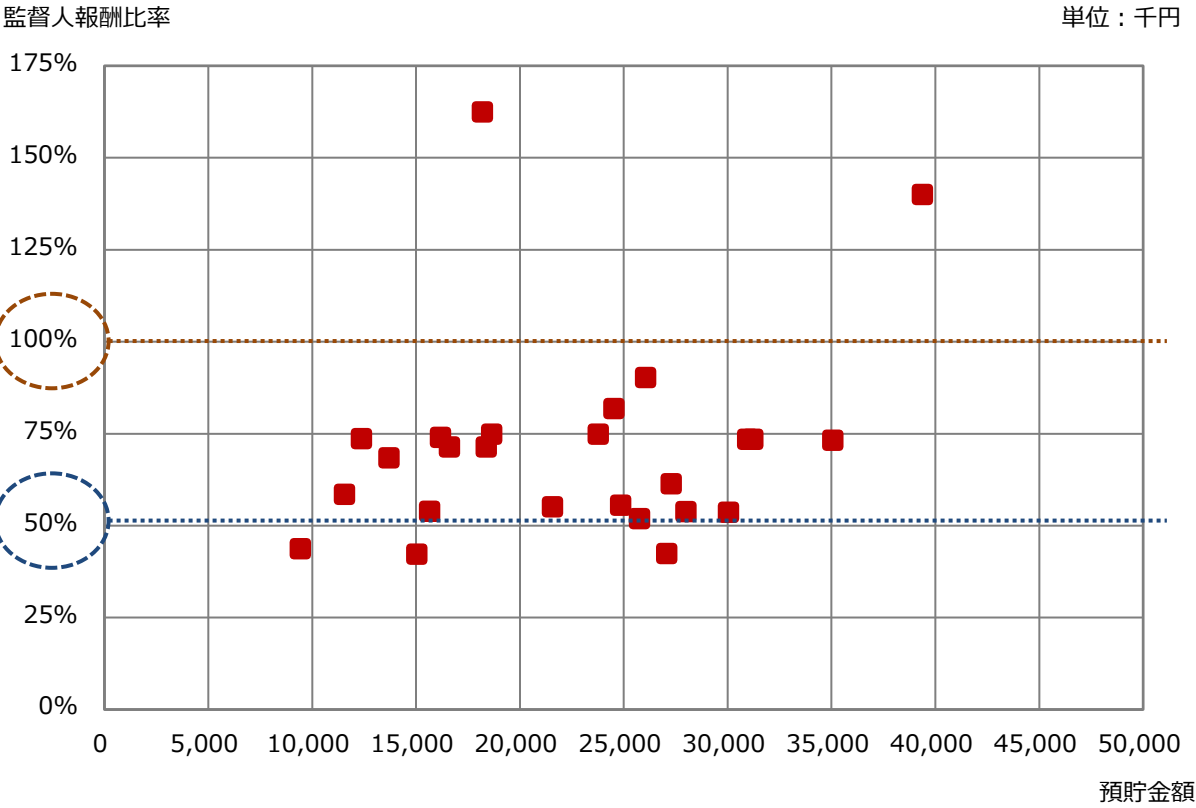


3. 調査結果 （4）監督人の報酬と預貯金額

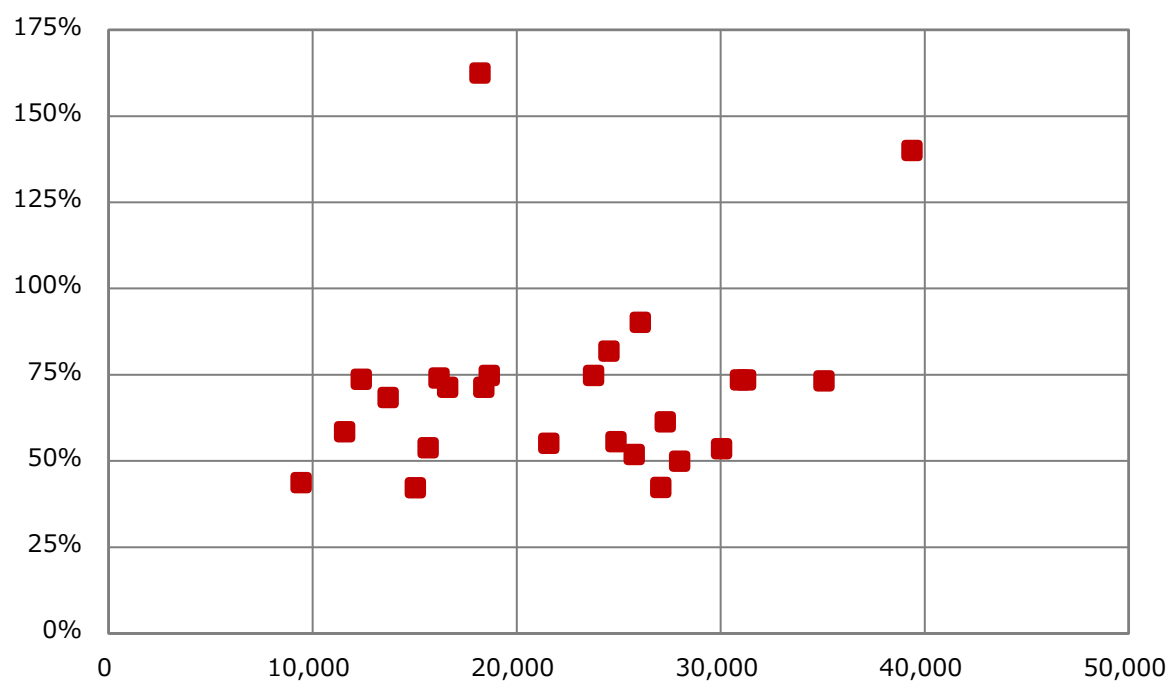
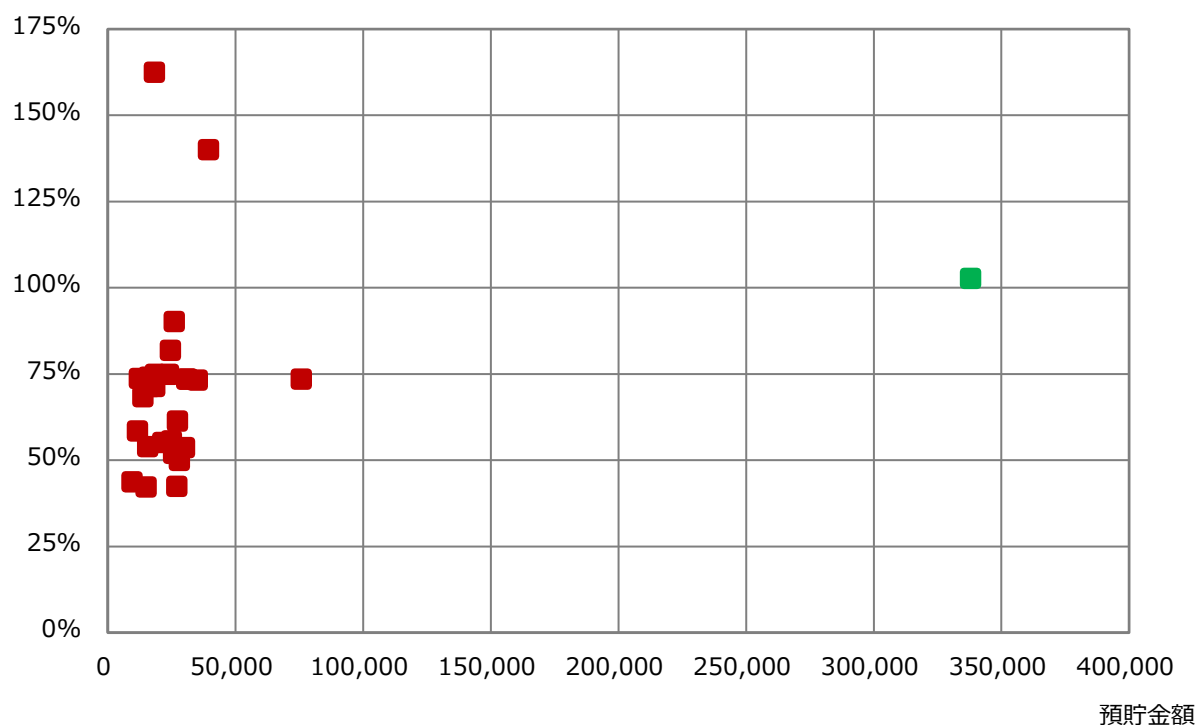
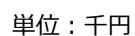
図表4-3：監督人報酬比率と預貯金額（全データ）



図表4-4：監督人報酬比率と預貯金額（50,000千円以下）



3. 調査結果 (4) 監督人の報酬と預貯金額



3. 調査結果 （5）監督人の業務と報酬

（5）監督人の業務負担と報酬

■ 調査の意図と結果（図表5-1～5-13参照）

監督人の業務負担と報酬がどのような関係にあるかを把握するものである。前述（3）と（4）の分析軸から被後見人の預貯金額を除外して分析したものとなる。監督人の業務負担が大きいほど、報酬も高く付与されることが望ましいが、監督人の業務と報酬の間には何らかの相関関係があるのかどうか確認する。

（3）の分析と同様、監督人の業務負担を業務時間で表現できないことから、個々の業務ごとの実施の有無、監督人報告の回数の業務ごとに預貯金額との関係をみる。

結果は、業務実施の有無や報告の回数と監督人の報酬額は、比例関係にあるとは言えなかった。特に外れ値を除外してみると大差がなかった。監督人の業務負担と被後見人の預貯金額は比例関係にはないことが確認された。

前述の業務の重みづけによる個々の事案についての監督業務負担と報酬の関係を確認してみたが、やはり比例関係にはなかった（無相関であった）。

図表5-1：項目別の業務の有無と監督人報酬

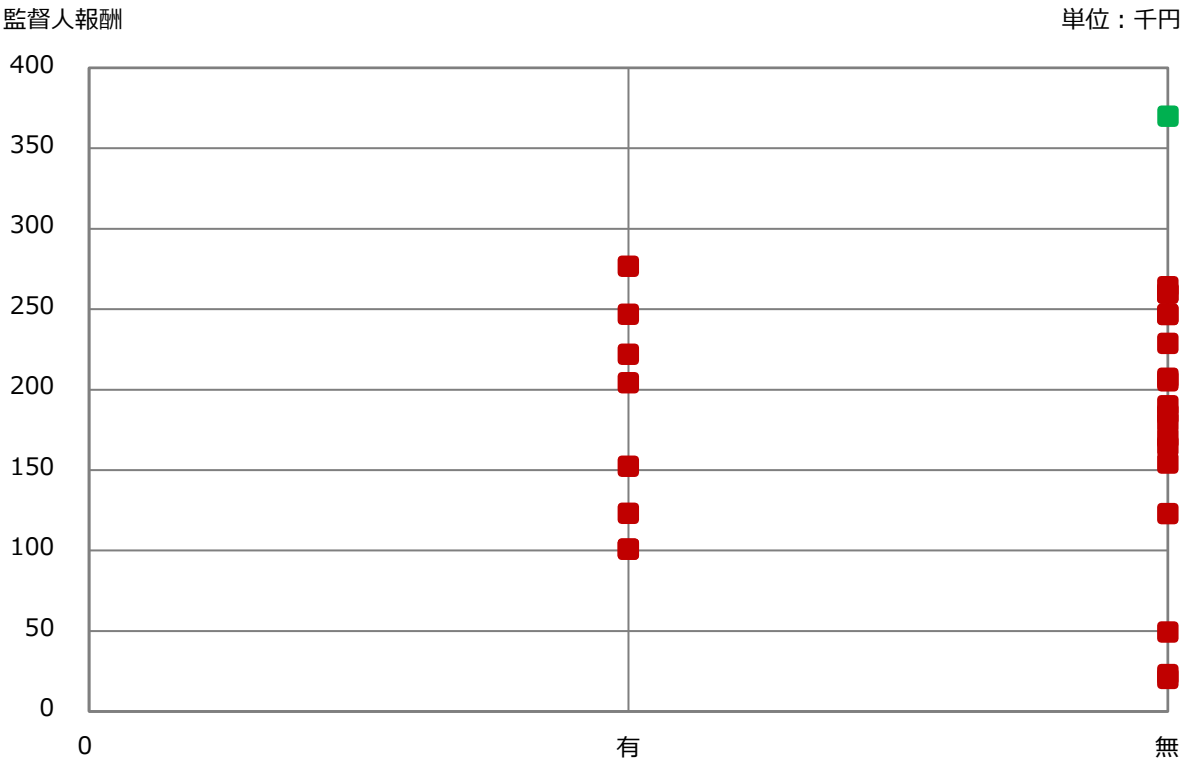
単位：千円

		後見開始・終了時の 立会い等		本人面談の有無		連絡票等による報告 と承認・指導助言の 有無		本人代理の有無	
		有	無	有	無	有	無	有	無
全データ	平均値	179	187	169	191	176	201	185	184
	中央値	178	190	173	190	195	190	196	190
外れ値 除く	平均値	123	177	113	181	167	146	129	174
	中央値	101	188	35	188	183	172	117	185

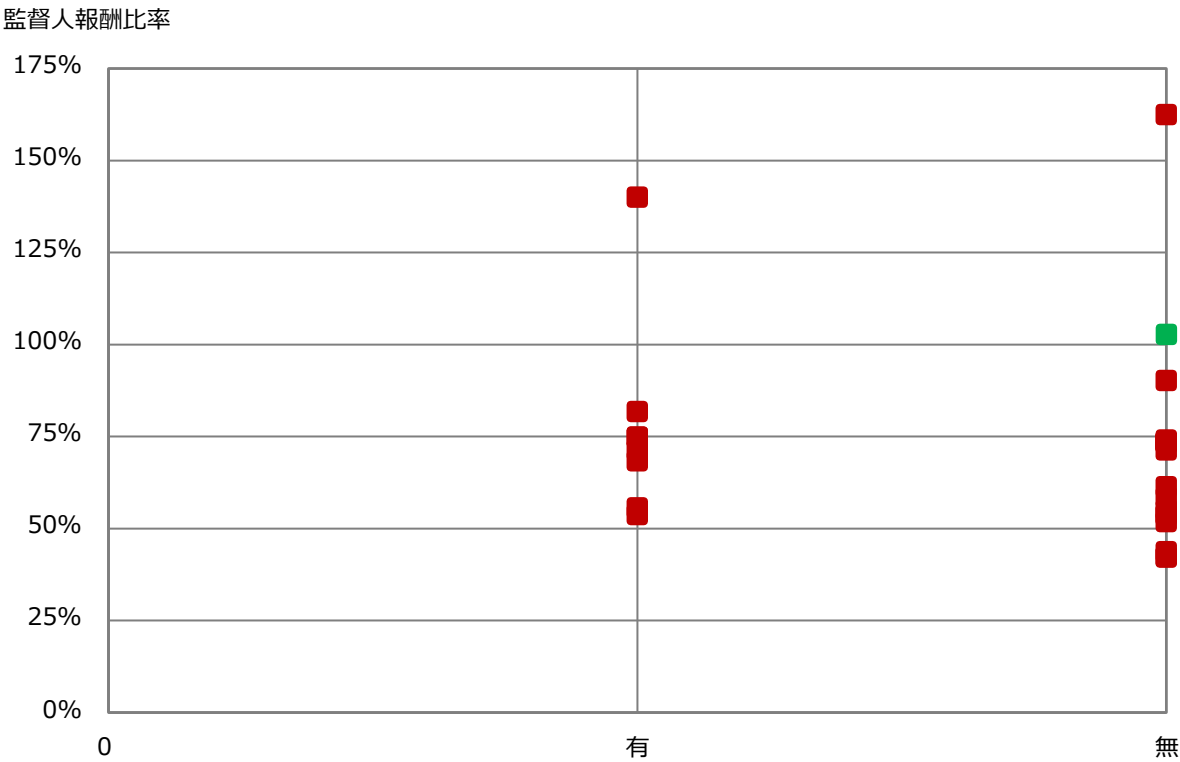
		監督人報告			
		1回	2回	3回	4回
全データ	平均値	233	174	－	181
	中央値	204	197	－	183
外れ値 除く	平均値	113	174	－	159
	中央値	113	197	－	183

3. 調査結果 （5）監督人の業務と報酬

図表5-2：立会いの有無と監督人報酬

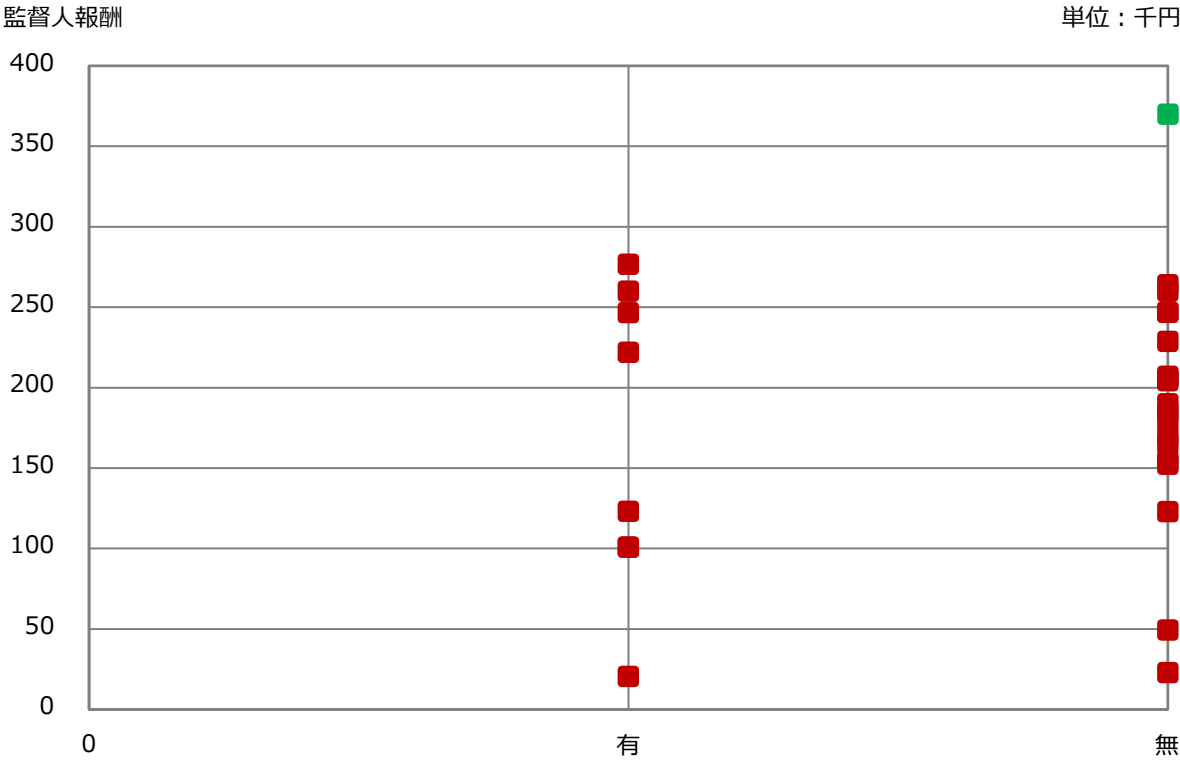


図表5-3：立会いの有無と監督人報酬比率

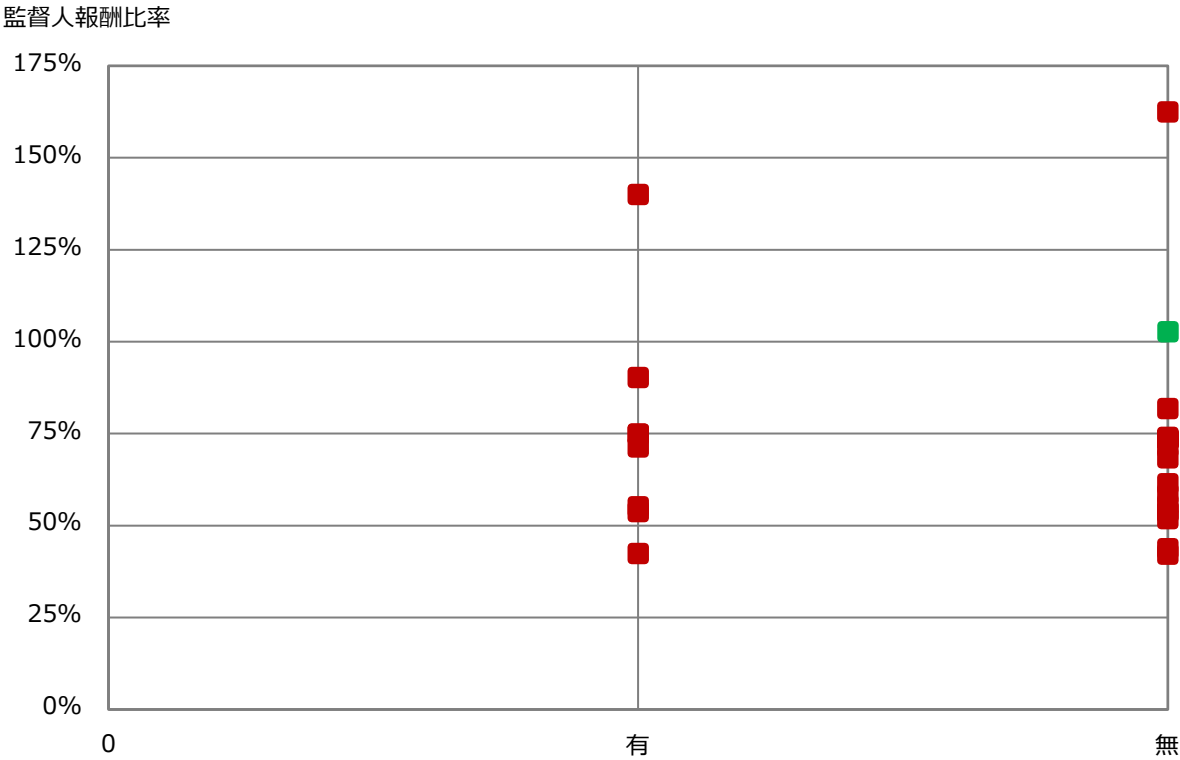


3. 調査結果 （5）監督人の業務と報酬

図表5-4：本人面談の有無と監督人報酬

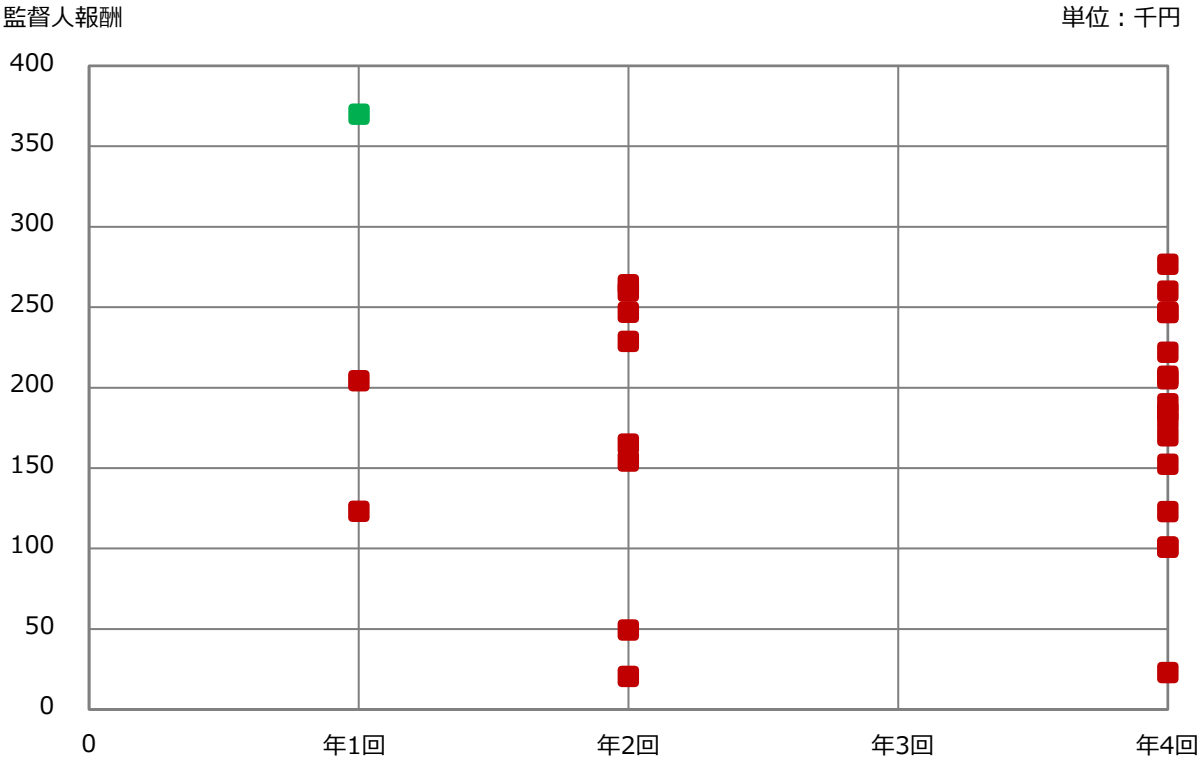


図表5-5：本人面談の有無と監督人報酬比率

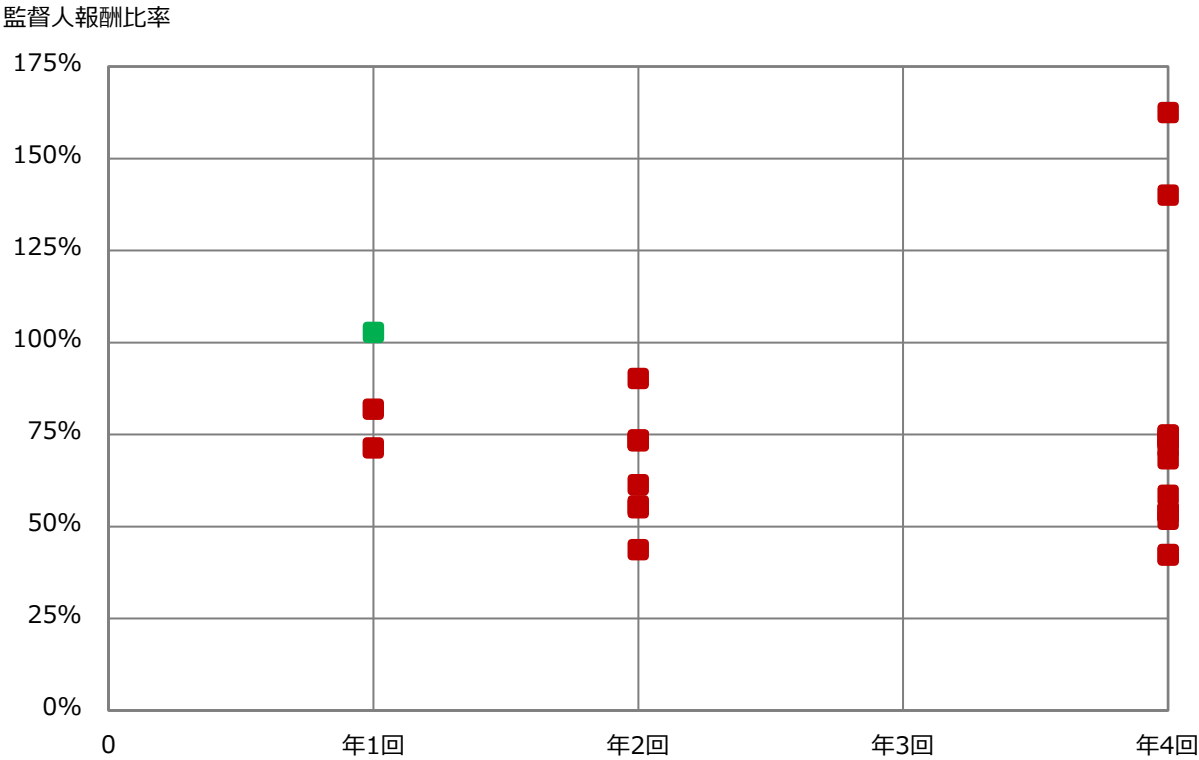


3. 調査結果 （5）監督人の業務と報酬

図表5-6：監督人報告回数と監督人報酬

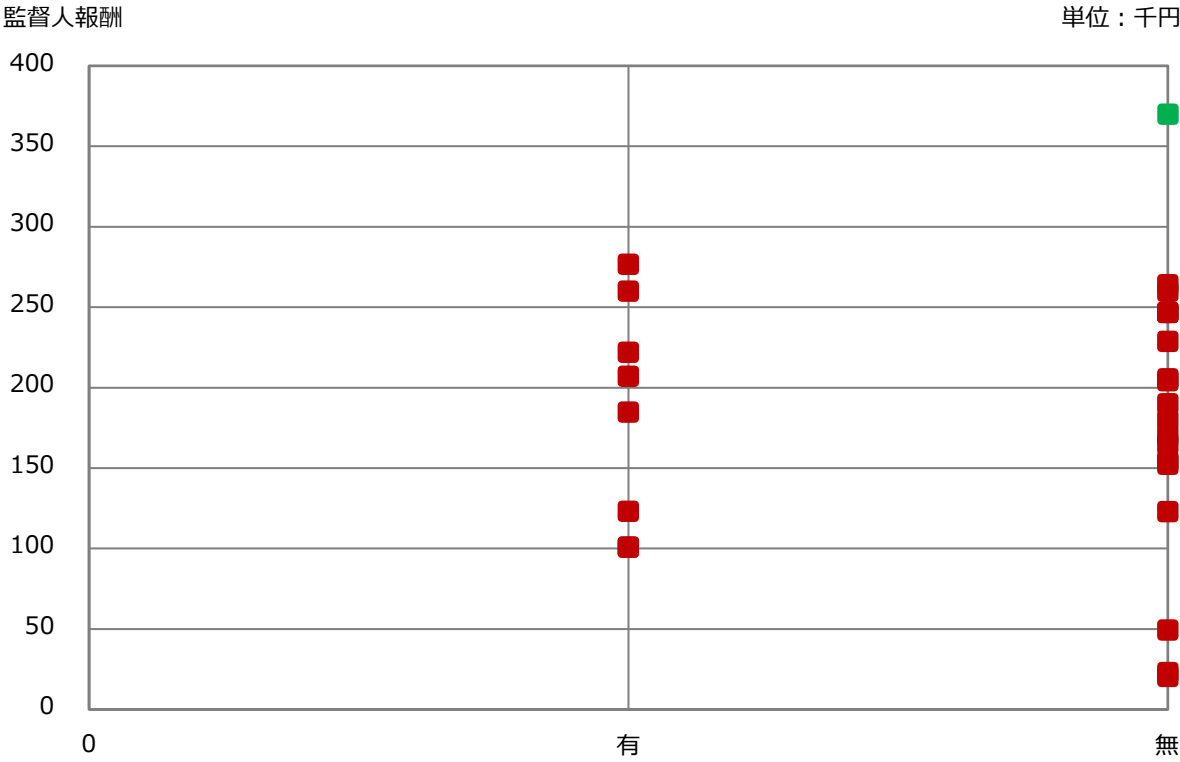


図表5-7：監督人報告回数と監督人報酬比率

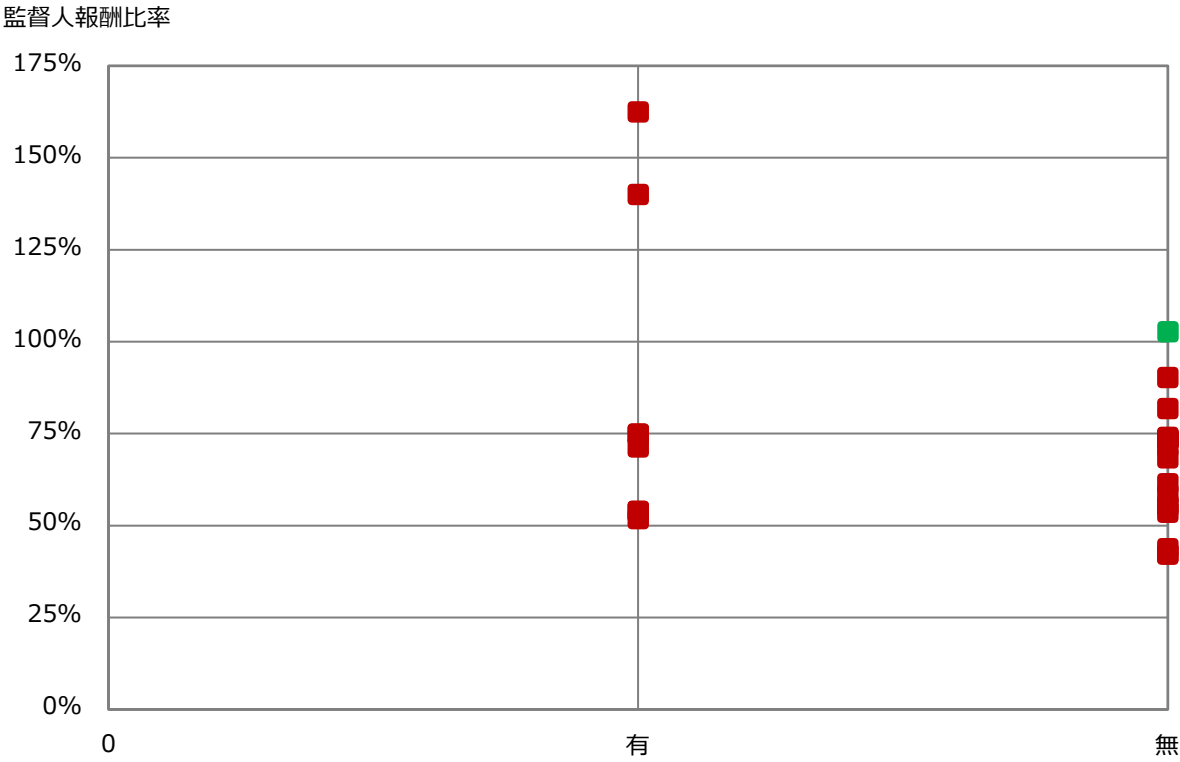


3. 調査結果 （5）監督人の業務と報酬

図表5-8：本人代理の有無と監督人報酬

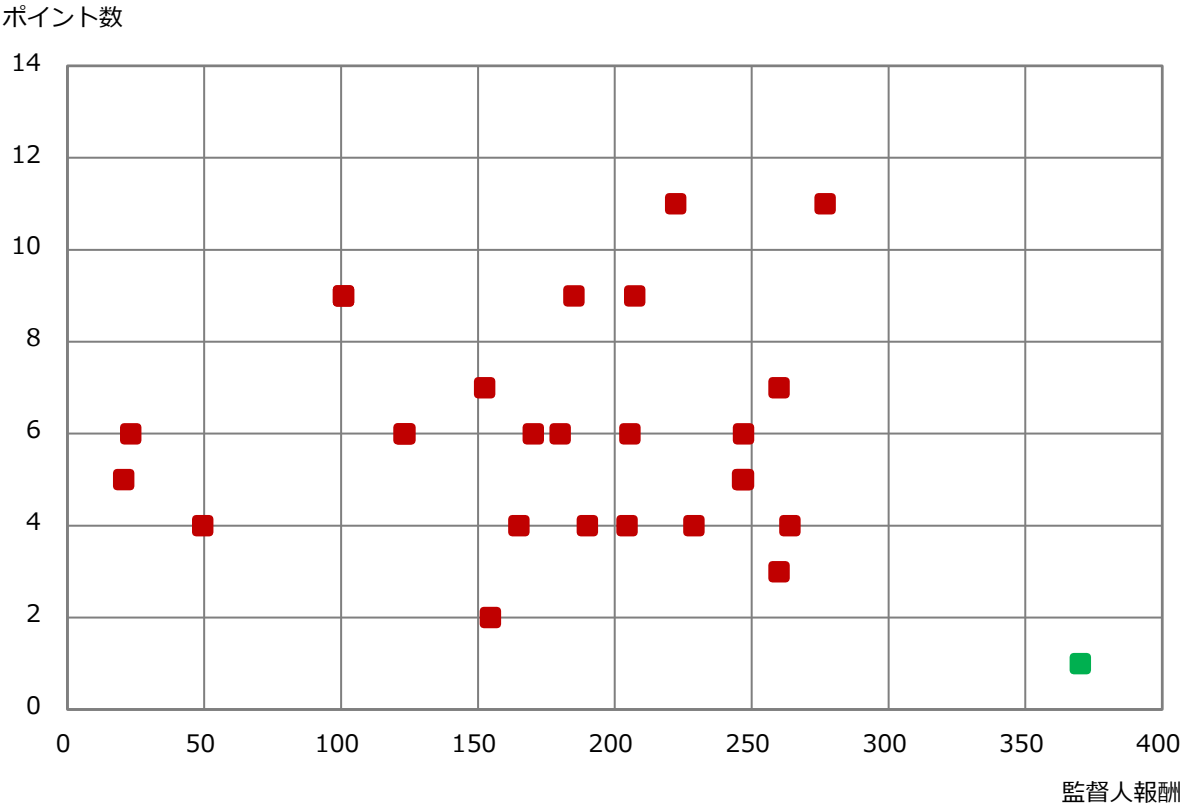


図表5-9：本人代理の有無と監督人報酬比率

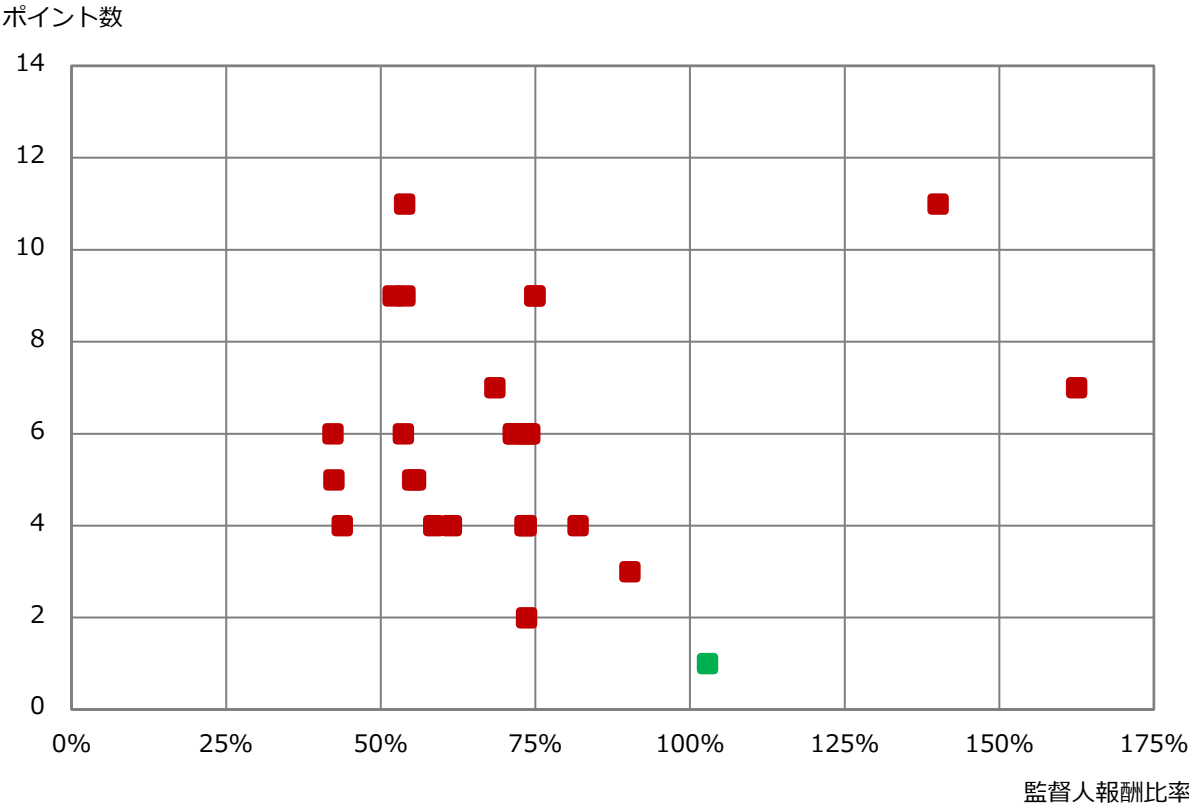


3. 調査結果 （5）監督人の業務と報酬

図表5-10：監督人の業務（ポイント換算パターンA）と報酬

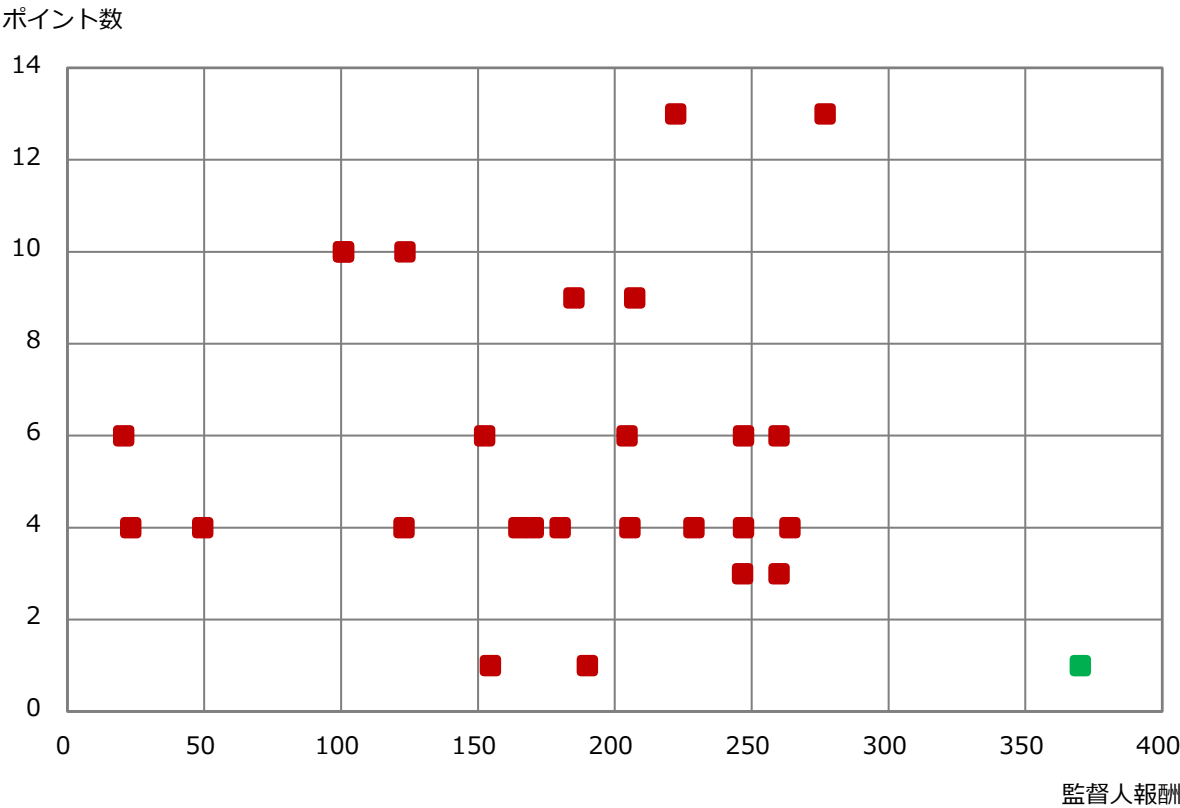


図表5-11：監督人の業務（ポイント換算パターンA）と監督人報酬比率

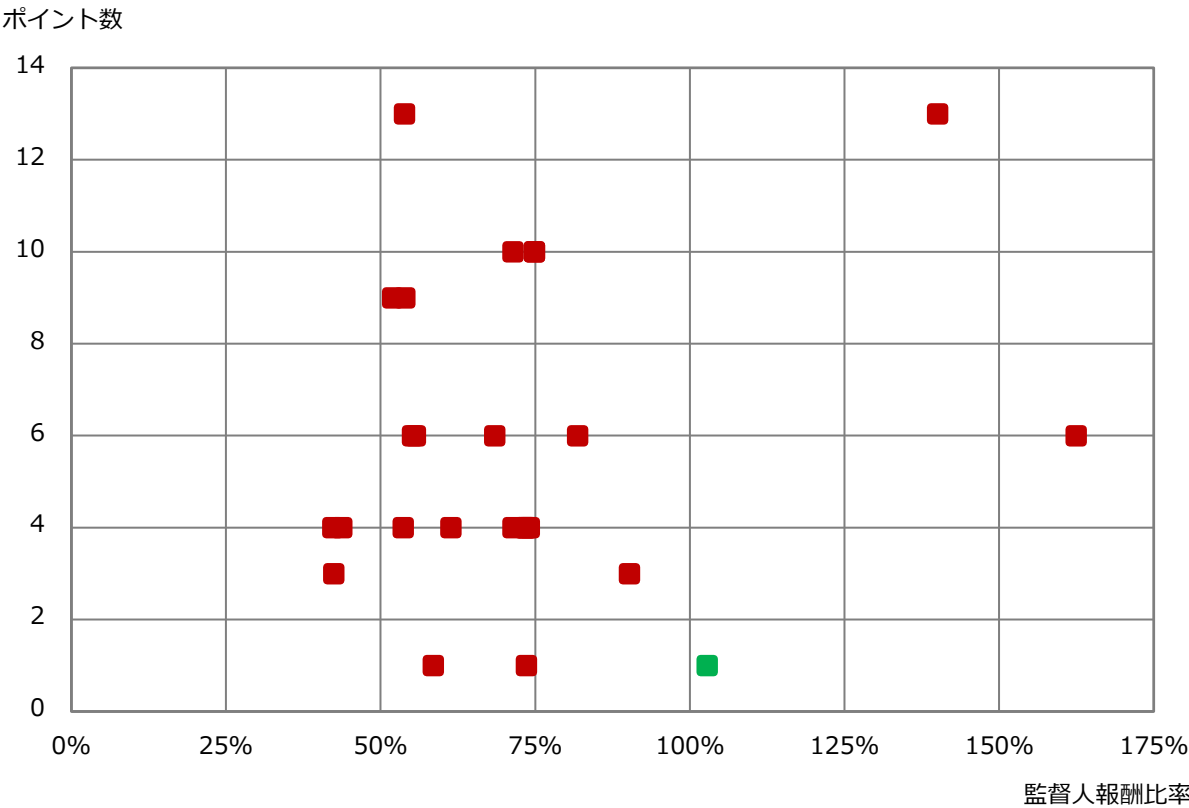


3. 調査結果 （5）監督人の業務と報酬

図表5-12：監督人の業務（ポイント換算パターンB）と報酬



図表5-13：監督人の業務（ポイント換算パターンB）と監督人報酬比率



3. 調査結果 （5）監督人の業務と報酬

■ 考察

監督人の業務負担と報酬は比例関係にはないことが確認できた（無相関であった）。得られた情報から分析する限りにおいてという前提条件がつくが、これは、監督人が行った業務が適切に報酬に反映されているのかという別の問題も惹起する。

4. 調査結果のまとめ

4. 調査結果のまとめ

多数回答を踏まえた調査結果の主な要点は以下の通りである。

① 監督人の業務の分類

監督人の業務は、監督人報告のみ、又は連絡票等による報告と承認・指導助言までという回答が6割に上る。

② 後見人報酬と監督人報酬

後見人報酬に対する監督人の報酬の比率（以下、監督人報酬比率）の平均値は約7割となり、めやすである5割を上回った。（分析軸①）

③ 監督人の業務負担と預貯金額

監督人の業務負担と被後見人の預貯金額は、比例関係にはないことが確認された（無相関であった）。（分析軸②）

④ 監督人の報酬と預貯金額

監督人の報酬と被後見人の預貯金額は、比例関係の可能性があることが確認された。（分析軸③）

⑤ 監督人の業務負担と監督人報酬

監督人の業務負担と報酬は、比例関係にはないことが確認された（無相関であった）。（分析軸④）

2025年9月1日 初版

調査票等

NO	本人属性 ※はブルダウンリストから入力						現金預貯金額の状況						監督人の属性と職務 ※はブルダウンリストから入力										報酬		観測期間	
	年齢	性別※	類型※	障害区分※	住まい※	特記事項	就任日残高（千円）	第1回報酬付与申請日残高	第2回報酬付与申請日残高	第3回報酬付与申請日残高	第4回報酬付与申請日残高	第5回報酬付与申請日残高	属性※	後見開始・終了時の立会	本人面談の有無※	監督人報告	連絡票等による報告と承	本人代理の有無※	その他の職務の有無※	その他職務の内容説明	特記事項	後見人報酬（千円）	監督人報酬（千円）	開始時期	終了時期・直近申請時期	
1	82	女性	後見	認知症等	入院・入所	入退院支援	3,450	3,230	3,340				司法書士	有	無	4	有	無	無	T列が有の場合には内	監督人との意見相違あり	450	400	2022/3/1	2024/3/15	
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										
21																										
22																										
23																										
24																										
25																										
26																										
27																										
28																										
29																										
30																										
31																										
32																										
33																										
34																										
35																										
36																										
37																										
38																										
39																										
40																										